

2015（平成 27）年度
補助犬育成補助事業実施実態調査
報告書

調査対象期間 2015 年 4 月～2016 年 3 月
調査表送付 2016 年 3 月
報告書作成 2017 年 10 月

特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター
(2015 年 7 月 日本介助犬アカデミーより名称変更)

■ 目 次 ■

2015（H27）年度 補助犬育成補助事業実施実態調査報告	2
補助犬育成補助事業実施実態調査結果 単純集計（都道府県 47 件）	11
補助犬同伴の受け入れ状況等に対する実態調査結果 単純集計 （政令指定市 20・中核市 45）件）	25
2015（H27）年度 補助犬育成補助事業実施実態調査結果（グラフ）	39
図 1. 介助犬・聴導犬 過去 9 年間（盲導犬 過去 8 年間）に関する 希望相談の有無：都道府県（2007～2015 年度）	39
図 2. 2015 年度 身体障害者補助犬育成補助事業助成金	40
図 3. 2007 年度～2015 年度の補助犬育成補助事業実施件数	41
図 4. 来年度（2016 年度）に補助犬育成補助事業の実施予定はあり ますか？（2010～2016 年度）	42
表 1. 第二種社会福祉事業としての補助犬訓練事業届出 状況	43
表 2. 2015（H27）年度 補助犬育成補助事業 実施件数・助成額（都道府県別）	44
表 3. 2016（H28）年度 補助犬育成補助事業 実施予定件数・予定額（都道府県別）	45
表 4. 都道府県における補助犬育成補助事業の助成金交付先について	46
表 5. 都道府県の助成候補者の決定にかかわる調査・評価委託事業について	47
自由記載事項の回答：まとめ（都道府県と政令指定都市・中核市）	48
補助犬育成補助事業実施実態調査（都道府県） アンケート用紙	52
補助犬同伴の受け入れ状況等に対する実態調査（政令指定都市・中核市） アンケート用紙	57
補表：身体障害者補助犬法 16 条に基づく認定状況（H29.9.1 現在の都道府県別実働数）	61

2015 年度（平成 27 年度） 補助犬育成補助事業実施実態調査報告

I はじめに

2002 年の身体障害者補助犬法成立に伴い、盲導犬訓練施設運営に加え、介助犬・聴導犬訓練事業が第二種社会福祉事業となった（社会福祉法第二条第 3 項の五改正による）。身体障害者補助犬育成事業は、2006 年 10 月から、障害者自立支援法における都道府県地域生活支援事業のメニュー事業の一つとして位置づけられ、各都道府県が実施主体となり事業が継続されてきた。また、2007 年 10 月には身体障害者補助犬法が改正され、2008 年 4 月より「補助犬のトラブルに関する相談窓口の設置」や 2008 年 10 月より「民間の職場（従業員 56 名以上^注）での補助犬の受け入れが義務化」された。相談窓口は都道府県・政令指定都市及び中核市の担当部局に設置されることとなり、補助犬に関する苦情やトラブルなどに関し、各都道府県知事（政令指定都市及び中核市の場合は市長）は必要な助言や指導、関係行政機関の紹介を行うこととなった。

注) 法定雇用障害者数が 1 人以上である事業所の最小の従業員数。1960 年の身体障害者雇用促進法（1960 年）で初めて障害者雇用率制度が導入された（民間企業には努力義務）。1976 年には法的義務化され 1.5% となり、その後、1988 年に 1.6%、1997 年に「1.8%、56 名以上」、2013 年に「2.0%、50 名以上」、2018 年に「2.2%、46 名以上」、そして、2021 年/月 3 末までに 2.3% に引き上げられる予定である。

II 調査目的

2002 年に補助犬法が施行されてから 15 年経過するが、未だに補助犬の実働数は十分ではない。更に、これまでの調査からも、補助犬育成補助事業の予算が消費されていなかった実態が明らかとなった。そこで、盲導犬・介助犬・聴導犬訓練の三事業について補助犬育成補助事業の実施状況と課題を知ることを目的として、自治体に対して継続的に調査を行っており、本年度（2015 年度）も調査を実施した。

III 調査方法

本調査は、2003 年～2008 年に独立行政法人福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）助成事業として毎年行われ、2009 年以降は NPO 法人 日本介助犬アカデミーが自主事業として実施してきた。各年度の調査報告書は、厚生労働省、都道府県、政令指定都市、中核市、その他関係団体へ配布してきた。2015 年 7 月以降は、法人名称変更に伴い、NPO 法人 日本補助犬情報センターが本調査を実施した。

補助犬育成補助事業の実施母体となる 47 都道府県と 20 政令指定都市・45 中核市に対して、2015 年度のアンケート調査を 2016 年 3 月に行った。実施方法はアンケート用紙を E メールにてワードファイル (.docx) で添付、もしくは FAX にて送信した。回収は E メールに添付、もしくは、一部 FAX にて行った。過去の実施日は 2003 年 3 月、2004 年 1 月、2005 年 4 月、2006 年 3 月、2007 年 1 月、2008 年 1 月、2009 年 2 月、2010 年 3 月、2011 年 3 月、2012 年 3 月、2013 年 3 月、2014 年 7 月で、2005 年 4 月の調査では、実施状況に関するアンケート調査に加えて補助犬育成補助事業実施要綱を取り寄せて内容の分析を行った。また、2007 年 1 月以降の調査では、2005 年 4 月以降に変更のあった要綱を取り寄せ、追跡調査を行っている。

なお、当該事業が「障害者社会参加総合推進事業」から「地域生活支援事業（都道府県事業）」

に再編されたことにより、政令指定都市における実施はすべて廃止されたため、2008年は補助事業に関する調査対象を都道府県のみとしたが、2009年2月からの調査では、政令指定都市と中核市に対しても受け入れ等に関する調査を行っている。

IV 調査結果

A. アンケート調査表の回答率：

2003年度から2015年度（今回）までのアンケート調査票の回答率は以下の通りであり、都道府県および政令指定都市・中核市で2006年度以降の全年度に渡って100%の回収率であった。

2003年度：回答率96.7%

2004年度：回答率98.3%

2005年度：回答率100%

2006年度：回答率100%（回答総数61件；都道府県＋政令指定都市2006年3月現在）

2007年度：回答率100%（回答総数47件；都道府県のみ）

2008年度：回答率100%（回答総数103件；都道府県＋政令指定都市＋中核市2009年2月現在）

2009年度：回答率100%（回答総数106件；都道府県＋政令指定都市＋中核市2010年2月現在）

2010年度：回答率100%（回答総数106件；都道府県＋政令指定都市＋中核市2011年3月現在）

2011年度：回答率100%（回答総数109件；都道府県＋政令指定都市＋中核市2012年3月現在）

2012年度：回答率100%（回答総数109件；都道府県＋政令指定都市＋中核市2013年3月現在）

2013年度：回答率100%（回答総数109件；都道府県＋政令指定都市＋中核市2014年3月現在）

2014年度：回答率100%（回答総数109件；都道府県＋政令指定都市＋中核市2014年3月現在）

2015年度：回答率100%（回答総数112件；都道府県＋政令指定都市＋中核市2015年3月現在）

B. 2015年度補助犬育成事業実施実態調査（都道府県調査）の結果：単純集計のデータは10ページから23ページに掲載した。

1. 使用者の有無。

補助犬の使用者が存在した都道府県は、盲導犬では全ての都道府県（100%）、介助犬では都道府県の47%、聴導犬では36%であった。

2. 訓練事業者の有無：43ページの表1を参照。

多くの都道府県では、訓練事業者が存在していなかった。盲導犬では26%、介助犬では38%、聴導犬では38%の都道府県で訓練事業所が存在していた。

3. 補助犬希望者の有無と希望者ありの件数：39ページの図1を参照。

補助犬の希望者が存在した都道府県は、盲導犬で34都道府県（最小値1件、最大値11件、中央値2件、最頻値1件）、介助犬で9都道府県（最小値1件、最大値3件、中央値1件、最頻値1件）、聴導犬で6都道府県（最小値1件、最大値2件、中央値2件、最頻値2件）であった。介助犬と聴導犬では希望者が存在した都道府県が極めて少なく、かつ件数もわずかであった。

4. 2015年度の補助犬育成補助事業の実施：40ページ図2、41ページ図3、44ページ表2を参照。

補助犬育成補助事業を実施した都道府県は、盲導犬で66%、介助犬で8%、聴導犬で4%にすぎなかった。

5. 次年度（2016年度）の補助犬育成補助事業の実施予定：42ページ図4、45ページ表3を参照。

次年度（2016年度）の補助犬育成補助事業の実施予定を組んでいた都道府県は、盲導犬で49%、介助犬で6%、聴導犬で15%であった。

6. 育成補助事業の助成金の交付先：46ページ表4を参照。

盲導犬、介助犬、聴導犬の3犬種とも、60%から70%の都道府県においては、希望者が選んだ訓練事業者を助成金の交付先としていた。助成金の交付先が委託団体であったのは、盲導犬で24%、介助犬で13%、聴導犬で13%であった。

7. 補助犬に関する相談・苦情など.

補助犬に関する相談・苦情などがあつた都道府県は、盲導犬で72%、介助犬で19%、聴導犬で13%であり、補助犬の3犬種間で相違が大きかった。

問い合わせの状況のうち相談や問い合わせを寄せた者については、盲導犬では使用者、補助犬希望者および一般市民からの問い合わせと相談が多く、介助犬では使用者と補助犬希望者からがやや多かった。聴導犬では相談や問い合わせが件数が少なく偏りを認めなかった。

一方、相談の内容については、盲導犬で同伴受け入れ拒否に関する相談が34件と突出して多かった。介助犬と聴導犬では、相談件数そのものが少ないために偏りを認めなかった。

補助犬に関する問い合わせの具体的な内容に関する自由記載は、盲導犬で多かった。介助犬と聴導犬では、問い合わせ件数が少ないため自由記載も少数であった。

8. 補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容などに関する普及啓発活動.

多くの都道府県(81%)では、補助犬相談窓口についての普及啓発活動を実施しており、啓発方法の具体的内容を自由記載で述べていた。

9. 相談内容の記録と保管.

96%の都道府県は相談内容の記録と保管を行っていた。

10. 補助犬に関する独自性のある取り組み(自由記載).

助成施策、啓発方法、その他について、独自性のある取り組みが自由記載に記述されていた。

11. 補助犬助成候補者決定について調査や評価の委託: 47ページ表5を参照.

2015年度の本調査の単純集計(23ページ)では、調査を委託している都道府県は30%(14都道府県)であり、多くの都道府県は調査を委託していなかった。委託している14都道府県のうち、委託調査時に担当者が立ち会っているのは1都道府県にすぎなかったが、57%(8都道府県)は調査報告書の提出を求めている。

評価を委託している都道府県は23%(11都道府県)であり、多くの都道府県は評価を委託していなかった。委託している11都道府県のうち、委託評価時に担当者が立ち会っているのは1都道府県にすぎなかったが、73%(8都道府県)は評価報告書の提出を求めている。

12. 補助犬育成補助事業などに関する意見や、国に対する要望・質問など(自由記載).

いくつかの貴重(重要)な意見や要望が記載されていた。

C. 2015年度補助犬同伴の受け入れ状況等に関する実態調査(政令指定都市20・中核市45)調査の結果: 単純集計のデータは25ページから38ページに掲載した.

1. 使用者の有無.

補助犬の使用者が存在した都市は、盲導犬では47都市(72%)、介助犬では13都市(20%)、聴導犬では6都市(9%)であった。

2. 訓練事業者の有無.

盲導犬と介助犬では全ての都市で訓練事業者が存在していなかった。聴導犬では1都市でのみ訓練事業者が存在していた。

3. 補助犬育成補助事業の希望者の有無.

希望者が存在した都市は、盲導犬で20都市(31%)、介助犬で2都市(3%)、聴導犬で3都市(5%)であった。

4. 補助犬に関する相談・苦情など.

補助犬に関する相談・苦情などがあつた都市は、盲導犬で 26 都市(40%)、介助犬で 7 都市(11%)、聴導犬で 5 都市(8%)であり、補助犬の 3 犬種間で相違が大きかった。

問い合わせの状況のうち相談や問い合わせを寄せた者は、盲動犬では使用者と補助犬希望者と一般市民からの相談や問い合わせが多く、介助犬と聴導犬では相談や問い合わせが少なく偏りを認めなかった。一方、相談の内容では、盲導犬で同伴受け入れ拒否に関する相談が 30 件と突出していた。介助犬と聴導犬では、相談件数そのものが少ないために偏りを認めなかった。

補助犬に関する問い合わせの具体的な内容に関する自由記載は、盲導犬が多かった。介助犬と聴導犬では、問い合わせ件数が少ないため自由記載も少数であった。

5. 補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関する普及啓発活動.

政令指定都市・中核市の 68%では、補助犬相談窓口についての普及啓発活動を実施しており、啓発方法の具体的内容を自由記載に述べていた。

6. 相談内容の記録と保管.

72%の都市は相談内容の記録と保管を行っていた。

7. 補助犬に関する独自性のある取り組み(自由記載).

助成施策、啓発方法、その他について、独自性のある取り組みが自由記載に記述されていた。

8. 補助犬育成補助事業などに関する意見や、国に対する要望・質問など(自由記載).

いくつかの貴重(重要)な意見や要望が記載されていた。

V 考察

補助犬育成補助事業(助成)のうちの盲導犬については、1979年(昭和54年)6月から『障害者社会参加促進事業』の中のメニューの1つとして取り入れられ、盲導犬の育成を計画的に進めるために必要な育成費用は「障害者社会参加総合推進事業」により国庫補助の対象となった。障害者補助犬法成立(2002年)により、2003年度(平成15年度)より介助犬と聴導犬も国庫補助の対象となり、訓練事業者による身体障害者補助犬育成に対する助成が始まった。2006年(平成18年)10月からは障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業により行われるようになり、都道府県の事業として位置付けられた。地方公共団体が柔軟に要綱などを定めて運用することが可能である。

2008年に身体障害者補助犬法が改正され、都道府県、政令指定都市、中核市には苦情窓口の設置が規定された。そして、2016年度(平成28年度)からは、従来からの「①補助犬の育成への助成」に加えて、「②地域における理解促進・普及啓発に要する費用」、「③地域でのニーズの把握及び育成計画の作成等に要する費用」が補助対象として加えられた。しかしながら、①の助成も不十分な状態であるが、②と③の費用への補助はまだ十分に活用されていない状態である。

これまでの本実態調査の調査表は、主に①の助成に関する設問で構成されてきた。②と③に関する費用や補助についての設問内容が十分に検討されておらず、特に③の課題では実施内容についての設問が設定されていなかった。

1. 身体障害者補助犬育成補助事業(助成金)の実施状況

身体障害者補助犬育成補助事業(助成金)の実施状況については、1979年から実施されてきた盲導犬と、2003年から開始となった介助犬・聴導犬との間に依然として差異がみられた。

盲導犬育成への助成を実施した都道府県の数は、調査を開始した2007年以降で大きな変化を認めなかった。2013年度は31都道府県へ減少し、2014年度には33都道府県に増加し、2015年度は再び31都道府県(72件)にとどまった。介助犬については2015年度の助成実施県数が4都道

府県（4件）へ減少し、聴導犬では2都道府県（2件）にすぎなかった。

2013年度は盲導犬への助成実施件数0件の都道府県が16都道府県（34%）に達し、2007年以降の最多となったが、2014年度は13都道府県（28%）に減少した。2015年は0件の都道府県が16都道府県（34%）に再び増加し、かつ1～3件を実施する都道府県が増加した。2015年度は、介助犬および聴導犬への助成実施件数0件の都道府県が依然として圧倒的に多かった。

2015年度の本実態調査による補助犬育成事業の実施件数は、盲導犬72件、介助犬4件、聴導犬2件であった。一方、「身体障害者補助犬サイト（厚生労働省）に開示された身体障害者補助犬指定法人の認定実績」や「盲導犬訓練施設年次報告書」などを基にして分析された2015年度の新規育成状況は、盲導犬140頭（新規53/代替87）、介助犬6頭（新規4/代替2）、聴導犬9頭（新規/代替別件数は算出不能）であった（木村佳友氏による分析）。つまり、補助犬育成事業の実施件数と実際の育成頭数は大きく乖離しており、さらに、補助犬の新規育成頭数が盲導犬では2008年以降から漸減傾向であり、介助犬でも2013年以降で漸減しており、聴導犬では2015年から漸増に転じている。加えて、2015年度で実際に認定犬を育成できた訓練事業者は、介助犬で全25事業所中の4事業所、聴導犬で全21事業所中の5事業所にすぎないかった（盲導犬では全11法人で新規育成がなされた）。^{注)}

注) 木村佳友氏（日本介助犬使用者の会）による分析である。盲導犬については盲導犬訓練施設年次報告書（日本盲人社会福祉施設協議会）、聴導犬については厚生労働省の補助犬サイトに開示された資料などを分析した、介助犬については、日本介助犬使用者の会が厚生労働省の補助犬サイト、会員、新聞記事、および訓練事業者・使用者のサイトや会報などから得たデータを加工した。

厚生労働省 身体障害者補助犬 指定法人の認定実績

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177483.html>

介助犬の頭数について【2017/09/16 更新】http://www.jsdrc.jp/hojoken/kaijoken_suu/

聴導犬の頭数について【2017/09/17 更新】http://www.jsdrc.jp/hojoken/chodoken_suu/

こうした認定実績の乖離や補助犬新規育成頭数の減少などの理由は、十分に解明されていない。指定法人や訓練事業者が補助犬使用者と補助犬に関する情報を地方自治体に報告する制度（システム）が存在しておらず、地方自治体では補助犬使用者数などを正確に把握することができないためであろうと推定できる。加えて、この助成制度を利用（申請）しない補助犬希望者も存在しているのであろう。補助犬の普及啓発のためには、厚労省と居住地の地方自治体へ正確に補助犬使用者が登録（把握）されるようにする制度（システム）を整備することが必要である。さらに、育成補助のための助成金額が低すぎることで、普及啓発への補助やニーズの把握及び育成計画の作成等への補助が十分に周知されていないことも原因であろう。介助犬と聴導犬の訓練事業者は小規模（零細）な事業規模のものが多く、認定犬を育成できている訓練事業者が非常に少ない。このことも補助犬が漸減傾向となっている原因であろう。

育成補助事業の次年度の実施予定については、2014年度では盲導犬、介助犬、聴導犬の全てにおいて実施を予定した自治体が減少しており、2015年度も減少であった。前年度の育成補助事業（助成）の実績が低く、かつ減少していたために、次年度の実施予定を決めることができないという可能性がある。これは、地域生活支援事業の補助メニューの一つとしての位置付けが定着していないことの反映かもしれない。

補助犬1頭あたりの育成助成金額については、例年同様、150万円から200万円にとどまっており、極めて不十分な助成の状態が恒常化していた。各自治体によって依然として金額差が認められ

た。2014 年度と比較して、補助犬種を問わず、ほとんどの都道府県で 1 頭あたりの助成金額は増減なしであった。各自治体間による助成金額の格差を縮小していく取り組みに関しては今後も継続して検討していく必要がある。

助成候補者決定に関わる調査と評価では、多くの都道府県は調査や評価を委託しておらず、調査や評価時に担当者が立ち会っていたのは 1 都道府県にすぎなかった。

2. 地域における理解促進・普及啓発

都道府県の障害福祉課に対して「補助犬の希望相談」のあった都道府県の数は、補助犬の 3 犬種ともに 2013 年度と比較して 2014 年度では増加した。しかし、2015 年度では 3 犬種とも減少していた。

「相談問い合わせ内容」の内訳は、盲導犬に関するものが多く 103 件であり、そのうち同伴受け入れ拒否への相談や対応依頼が 38 件であった。盲導犬に関しては、2014 年度では資料請求が 208 件と多かったが、2015 年度では 11 件に激減していた。介助犬に関するものは 12 件、聴導犬に関するものは 14 件の件数にすぎなかった。介助犬、聴導犬が存在している都道府県はそれぞれ 47% と 36% にすぎず、また、それぞれの補助犬の希望者が少ないことが原因であるかもしれない。

政令指定都市・中核市の障害福祉課に「補助犬の希望相談」のあった都市の数は、盲導犬で 20 都市（31%の都市）、介助犬で 2 都市（3%の都市）、聴導犬で 3 都市（5%の都市）であった。「相談問い合わせ内容」の内訳は、盲導犬に関するものが多く 68 件であった。そのうち同伴受け入れ拒否への相談や対応の依頼が 39 件であった。介助犬に関するものは 10 件、聴導犬に関するものは 9 件の件数にすぎなかった。補助犬がいる政令指定都市・中核市の数は、盲導犬で 47 都市、介助犬で 13 都市、聴導犬で 6 都市であった。介助犬と聴導犬は極めて珍しい補助犬ということになり、一般市民が街の中で補助犬と出会うことは希な出来事といえる。補助犬使用者がいるかどうか「不明である」という都市の数は、盲導犬で 16 市、介助犬で 28 市、聴導犬で 30 市であったことから、政令指定都市と中核市では補助犬使用者を正確に把握できていない可能性がある。

補助犬種によって相談件数と相談内容に違いがみられるものの、都道府県の障害福祉課が苦情や相談を受ける部署として認識され、苦情や相談を受ける窓口としての機能を果たしてきていると考えられた。政令指定都市や中核市では、都道府県よりも身近な地方自治体であるはずだが、補助犬に関する相談窓口として十分に利用されていない可能性があり、相談窓口の周知と啓発に更なる工夫を凝らすことが必要であろう。

3. 補助犬に関する問い合わせ、独自性のある取り組みに関する自由記載回答

1) 補助犬に関する問い合わせの具体的内容：

補助犬の希望（新規貸与や代替え）に関する問い合わせは 3 犬種とも少なかった。それでも、資料請求にとどまらない様々な問い合わせが記載されていた。街で補助犬を見かける機会が少なく訓練事業者が存在していなくても、訓練事業者、補助犬相談窓口、厚労省などにより補助犬の理解促進や啓発活動が着実に広域的に実施されている影響であろうと思われる。

補助犬同伴拒否への対応や相談は、都道府県と政令指定市・中核市ともに、多く寄せられており、それぞれの相談窓口では受け入れ拒否の飲食店や宿泊施設などへ事実確認や補助犬法の周知などの指導を適切に実施しており、多くが解決に至っていた。

補助犬法施行から 15 年が経過したにも関わらず、依然として補助犬受け入れ（同伴）拒否の事例が出現していた。医療機関、飲食店、宿泊施設、交通機関などの「受け入れ側」への啓発活動にとどまらず、一般市民への理解促進の啓発活動をさらに強化していく必要がある。マスメディア、補助犬訓練事業者、補助犬相談窓口、補助犬使用者団体などが連携して補助犬情報を発信

し、福祉イベントや障害者週間に合わせた啓発活動を活発に実施していくことは有効である。

2) 補助犬相談窓口に関する市民への普及啓発活動：

都道府県や政令指定市・中核市では、役所内の全ての部署に対して補助犬相談窓口の存在・目的・業務内容を周知し教育していくことが大切であろう。補助犬相談窓口を市民へ周知するために、ホームページを利用した啓発活動が多く行われていた。広報も多く利用されており、補助犬シール・ステッカー・パンフレット・ポスターなどの掲示や配布は効果的な周知の手段であろう。

多くの市民が集まってくる大型ショッピングモールやデパート、駅構内（エキナカ）などに、補助犬相談窓口のサテライト（補助犬コーナー）を設置し、パネルやポスターを掲示すると共に相談活動や補助犬デモンストレーションなどを行うことなども有効な普及啓発活動であろう。地方自治体の庁舎内だけに補助犬相談窓口を設置する必要は無いと思われる。サテライト補助犬窓口では、障害の当事者を含め NPO 法人などに運営事業を委託し、サテライト運営のための事業費への補助申請を検討すべきである。

補助犬相談窓口（サテライト窓口を含む）では障害者差別解消法への相談窓口と連携する事が大切である。補助犬への啓発や相談にとどまらず、障害理解にまで広がるような「心のバリアフリー」や「インクルーシブ社会」などへ向けた情報発信のワンストップ（ちょっと立ち寄り）サービスが溢れるようになれば非常に有益であろう。

補助犬の受け入れを損なわせるような補助犬使用者による不適切なマナーや行動が寄せられていた。それらは、補助犬への虐待や不適切な取り扱い（飼育方法）などの動物福祉への抵触を指摘する内容であり、補助犬の表示を付けずにバスを利用したという事例や友人の補助犬を借りて行動した事例などに関する内容も寄せられていた。訓練事業者、指定法人、補助犬相談窓口、補助犬使用者団体などが連携して補助犬使用者への教育や指導を行なうことにより、補助犬使用者の質とモラルなどがさらに向上すると思われる。

3) 独自の取り組み：

都道府県と政令指定都市・中核市では、補助犬健康管理支援事業、補助犬医療費の助成、登録手数料（狂犬病予防接種など）の免除、補助犬の飼育に関わる必要経費（飼料代など）の助成が行われていたが、自治体間で差異があり、十分な助成内容には達していないと思われた。補助犬の飼育に関わる日常の経費がかさむことも補助犬の普及を阻害している可能性がある。

補助犬の訓練事業者が存在していない都道府県では、他の都道府県で共同訓練を受けなければならず、往復交通費を含めて「訓練費用の補助」を考慮する必要がある（少数の都道府県や都市は1往復の交通費を補助していた）。このことも補助犬へのニーズを阻害している要因であろう。

多くの地方自治体は、補助犬の普及啓発のための独自の取り組みを、様々な工夫と努力の下に実施していた。受け入れ拒否の事例が多い飲食業、医療機関、タクシー業界、宿泊施設などに対して、業界団体への説明会の機会や医師会を通して、パンフレットやステッカーやシール、ポスターの配布や掲示などを依頼していた。飲食店の営業許可申請時や食品衛生指導員養成講座などを利用した補助犬の啓発なども有効な啓発方法であろう。一般市民への啓発活動として、自治体の広報やホームページ、広報ラジオ・TV放送も重要な啓発手段となっていた。補助犬使用者の体験談の企画や補助犬デモンストレーションの企画もまた重要である。障害者週間に地方新聞で、補助犬の記事と白杖に関する記事が大きく掲載されたことは特記すべき啓発となっていた。

2016年4月からの障害者差別解消法施行に向けて、補助犬使用者の苦情相談窓口と障害者差別解消に関わる相談窓口との役割分担や連携が検討されていた。「補助犬の受け入れ拒否」は「障害者への差別」であることから、いくつかの都道府県や都市では、障害者差別解消法への職員対

応要領や職員講習会の中で、補助犬受け入れに関する解説や説明が組み込まれた。

補助犬担当窓口（相談窓口）と補助犬使用者との意見交換会や、相談窓口の担当職員のスキルアップを目的とした苦情処理情報の共有化体制の整備も試みられていた。こうした試みは、近隣自治体の補助犬相談窓口が連携し、補助犬訓練事業者や補助犬使用者団体などと協同して、補助犬の普及啓発活動を広めていくことを促進する上で、大きな力になると思われる。

4. 地域でのニーズの把握及び育成計画の作成など

これまでの「補助犬育成補助事業実施実態調査」では、この課題に関する適切な設問を設けてこなかった。平成 27 年度の調査からこの課題に関する設問を設定していく予定である。

5. 補助犬育成補助事業などに関するその他の意見、国に対する要望・質問に関する自由記載回答

都道府県と市町村には補助犬使用者の実態（人数や使用者のニーズなど）を掌握する制度（システム）、たとえば転入者や辞退者が地方自治体に報告される制度（システム）、が存在していない。補助犬の普及へ向けた自治体の行政施策が、予算措置を含めて十分なものになっていくためには、補助犬使用者の実態を把握することができるような制度（システム）が必要である。

飲食店などでは、補助犬が入店することについて他客からの同意を得ることに難渋していることが伺われた。特に、犬アレルギー、犬嫌い、犬恐怖のある他客への対応などに関する具体的な事例や Q&A 集を掲載した「補助犬への対応のための事業所マニュアル」が強く要望されていた。

その他に、「育成補助事業への国庫補助額の確保」「補助犬健康管理支援事業などへの補助は補助犬使用者の減少傾向に対して有効」「身体障害者援護の実施主体は市町村であるので、補助犬給付についても市町村を実施主体にし、財源を自立支援給付費とする」などの意見が寄せられていた。

補足） 指定法人や訓練事業者に関するネガティブな事例が散見されている。補助犬の不適切な飼育設備、動物福祉への無配慮、ユーザー教育・フォローアップの不足などの事例がある。厚生労働省、国家公安委員会、都道府県などには、指定法人と訓練事業者への調査や指導を適切に実施し、身体障害者補助犬法の理念と目的にかなった良質な身体障害者補助犬を育成することができる訓練事業者を増やしていくことが望まれる。

VI まとめ

2002 年に身体障害者補助犬法が成立したが未だ周知は十分ではなく、2015 年度も依然として補助犬法の周知や理解受け入れについての啓発が不足していることが推察された。補助犬育成補助事業については、都道府県・政令指定都市・中核市を問わず、多数の意見や要望が挙げられていた。独自性のある取り組みが推奨されているが、取り組みの具体的な内容や効果などの情報を集約し、事例集（Q&A）として情報開示していくことが必要であると考えられた。

介助犬と聴導犬の育成については、訓練事業者が存在しない都道府県が非常に多く、広大な地域（北海道、東北、北陸、中国、沖縄）では全く存在していない。1 頭当たりの補助犬の育成費用は、盲導犬で約 300 万円以上、介助犬で 250 万円から 300 万円、聴導犬で約 100 万円といわれている。良質な犬種（繁殖犬）の入手費用・パピー犬・訓練費用・訓練士などの人件費・動物福祉のための経費・認定に要する費用、アフターケア費用などの詳細は不明である。育成補助事業費（助成費）は多くが約 200 万円（補助犬種により差異あり）である。国と都道府県による補助（助成）が不足しているので、ほとんどの訓練事業者は財源を寄付に頼らざるをえないのが実情である。

聴導犬を除いて、盲導犬と介助犬では実動数と新規の認定数が減少傾向である。減少傾向の原因は、訓練事業者の量的不足、補助犬育成補助（助成）の全くの不足（寄付活動に労力を費やす）、

などの複合的なものであり、負の悪循環を形成していると思われる。この負の悪循環を放置してはならない時期にさしかかっていると考えられる。

国際生活機能分類（ICF）が生活モデル（社会モデル）を掲げて久しいが、補助犬の普及は代表的な社会モデルである。国と地方自治体（都道府県）は、補助犬の普及へ向けて、育成補助（助成）の増額、健康管理費用や日常の飼育費用および共同訓練費用などの補助を実施する必要がある。まさに、「社会モデル」であり、「政治的課題」として取り組む必要がある。

2016年4月1日に障害者差別解消法が施行された。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。補助犬の同伴のみを理由にサービスの提供などを拒むことは、この法律による不当な差別的取扱いにあたる。障害者差別解消法の施行後、補助犬に関する苦情相談に対して、補助犬の（苦情）窓口と障害者差別解消法の窓口が連携して対応することにより、スムーズに解決する事例が増えてくると思われる。

医療機関、飲食店、宿泊施設、交通機関などの「補助犬受け入れ」側に対する「補助犬受け入れ啓発」とどまらず、一般市民への啓発活動が非常に重要である。障害者差別解消法の施行に伴い、補助犬の受け入れ促進が障害者差別解消に直結するので、ホームページや広報、テレビ・ラジオ放送などを通して一般市民への啓発を強化する必要がある。全てのバスやタクシーに障害者国際シンボルマークと合わせて、補助犬マークを掲示するなどの大きなキャンペーンが有効であろう。相談窓口は庁舎内に設置するだけでなく、多くの市民が集まるショッピングモールなどにサテライト相談窓口を常設し、障害の当事者団体（NPO 法人など）と共同で運用することを検討することも大切である。

特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター
理事長 佐鹿 博信

2015（平成 27）年度 補助犬育成補助事業実施実態調査結果

回答総数 都道府県 47 件

1. 貴都道府県に使用者はいますか？

盲導犬：いる 100%（47） いない 0%（0）
 介助犬：いる 47%（22） いない 40%（19） 不明 6%（3） 未回答 6%（3）
 聴導犬：いる 36%（17） いない 47%（22） 不明 8.5%（4） 未回答 8.5%（4）

2. 貴都道府県内に第二種社会福祉事業届出をしている訓練事業者はありますか？ *各都道府県別一覧（表 1）は 43 ページをご参照ください。

盲導犬：ある 28%（13） ない 72%（34）
 介助犬：ある 28%（13） ない 72%（34）
 聴導犬：ある 33%（15） ない 68%（32）

3. 平成 27 年度（2015 年度）の補助犬の希望者はいましたか？ 希望者がいた場合には件数をご記入願います。 *結果は、39 ページのグラフ（図 1）をご参照ください。

	希望あり	把握していない	未回答	希望なし	合計
盲導犬	72% (34)	2% (1)	2% (1)	23% (11)	47 都道府県
介助犬	19% (9)	2% (1)	11% (5)	68% (32)	47 都道府県
聴導犬	13% (6)	2% (1)	11% (5)	74% (35)	47 都道府県

	希望ありと回答した都道府県における希望者の件数（未記入の 1 都を除いた）				
	1 件	2 件から 3 件	4 件から 5 件	6 件から 8 件	9 件以上（最大の件数）
盲導犬	11	13	5	3	1 (11 件)
介助犬	5	3	0	0	0
聴導犬	2	3	0	0	0

（ ）は都道府県の数
 希望ありの都道府県のうち 3 犬種とも件数未記入が 1 都であった。

4. 2015（H27）年度に補助犬育成補助事業を実施されましたか？（見込み含む） *結果は、40 ページのグラフ（図 2）、41 ページ（図 3）と 44 ページ（表 2）をご参照ください。

盲導犬：実施 66%（31） 実施なし 34%（16）
 介助犬：実施 8%（4） 実施なし 77%（36） 未回答 15%（7）
 聴導犬：実施 4%（2） 実施なし 81%（38） 未回答 15%（7）

5. 2016(H28) 年度に補助犬育成補助事業の実施予定はありますか？ *結果は、42 ページのグラフ（図 4）、45 ページ（表 3）をご参照ください。

盲導犬：ある 81%（38） ない 15%（7） 未定 4%（2） 回答なし 0%（0）
 介助犬：ある 38%（18） ない 47%（22） 未定 9%（4） 回答なし 6%（3）
 聴導犬：ある 46%（22） ない 38%（18） 未定 8%（4） 回答なし 8%（4）

※上記の内、 補助犬の種類に限らず：ある 32% (15)

6. 貴都道府県における補助犬育成補助事業の助成金の交付先をお選び下さい。 *結果は、46 ページ (表 4) をご参照ください。

盲導犬：希望者が選んだ訓練事業者 68% (32) 委託団体 24% (11)
 貴都道府県が指定した事業者 4% (2) 未記入 2% (1)
 状況に応じて 2% (1)

介助犬：希望者が選んだ訓練事業者 62% (29) 委託団体 13% (6)
 貴都道府県が指定した事業者 4% (2) 未記入 19% (9)
 状況に応じて 2% (1)

聴導犬：希望者が選んだ訓練事業者 64% (30) 委託団体 13% (6)
 貴都道府県が指定した事業者 4% (2) 未記入 17% (8)
 状況に応じて 2% (1)

7. 2015 (H27) 年度に補助犬に関する相談・苦情等ありましたか？

盲導犬：あった 87% (41) ない 13% (6) 未回答 0% (0)

介助犬：あった 23% (11) ない 75% (35) 未回答 2% (1)

聴導犬：あった 19% (9) ない 79% (37) 未回答 2% (1)

7-1. 補助犬に関する問い合わせ状況について、誰から、どのような内容の問い合わせがありましたか。(件数)

1) 盲導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民
訓練事業者に関する紹介や相談	2	10	0	2	0	0
資料請求	0	1	0	0	7	3
その他の問い合わせ	7	7	1	1	0	7
同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	34	1	0	1	1	1
その他の苦情	7	1	0	0	1	8

2) 介助犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民
訓練事業者に関する紹介や相談	1	2	1	0	0	0
資料請求	0	0	0	0	0	0
その他の問い合わせ	2	3	0	1	0	1
同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	1	0	0	0	0	0
その他の苦情	0	0	0	0	0	0

3) 聴導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民
訓練事業者に関する紹介や相談	0	2	3	2	0	1
資料請求	0	1	0	0	0	1
その他の問い合わせ	0	1	0	0	0	0
同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	2	0	0	1	0	0
その他の苦情	0	0	0	0	0	0

7-2. 補助犬に関する問い合わせの具体的な内容について

1) 盲導犬

盲導犬訓練事業者に関する紹介や相談

<p>①盲導犬訓練事業者に関する紹介や相談（訓練事業者） 盲導犬訓練事業者より、県在住の視覚障がい者の方に対する盲導犬の貸与について、委託事業として実施可能か問い合わせを頂いた。結果として県の実施要綱に定める給付対象者に該当しなかったため、県委託事業としての実施は見送った。</p> <p>②盲導犬訓練事業者に関する紹介や相談（補助犬の使用者） 盲導犬使用者より、市の社会福祉課を通じて盲導犬の交付申請をしたいとの問い合わせをいただいた。結果として、当該使用者に県委託事業として、盲導犬を貸与した。</p> <p>盲導犬希望者が10年前訓練してもらった訓練事業者に2頭目をお願いしたいと申し出があり、訓練事業者に紹介した。 補助犬育成、パピーホームなど飼い犬が補助犬としてなれるかどうかという問い合わせに対して、訓練事業者に紹介した。</p> <p>盲導犬を持つにはどうしたらいいか 盲導犬が必要になるかもしれないという方からの問い合わせ</p>

盲導犬に関する資料請求

<p>補助犬リーフレット、ステッカーが欲しい（市役所、病院、飲食店より）。 研修に使用するため、補助犬リーフレットが欲しい（障害者団体）。</p> <p>研究テーマに補助犬のことを詳しく知りたいという問い合わせに対して、訓練事業者のパンフレットなどの説明をして、三重県の貸与状況などを話した。</p> <p>県内の盲導犬の稼働状況、盲導犬使用の手続き・関係機関を教えてくださいとの内容</p>
--

その他の問い合わせ

<p>補助犬の市町村単位の実働頭数を教えてください。（盲導犬に限らない問い合わせですが、盲導犬の実働頭数が一番多いので便宜上この欄に記載します。） 県内で虐待されている盲導犬がいるという書き込みをインターネットで見かけたので、もし本当なら保護してあげてほしい。</p> <p>盲導犬の稼働数に関する問い合わせ</p>
--

県庁内に補助犬用トイレを設置して欲しい。 盲導犬育成に関する募金をしたいがどうしたらよいか。
盲導犬の存在を知った視覚障害者のご家族から、「貸与条件及び申込窓口はどこか。」
実家近くの野犬の出没への対応について
平成 27 年 10 月に起こった盲導犬ユーザーの方と盲導犬の死亡事故に係り、そのお別れ会等について問い合わせ等があったもの。
子ども向けイベントを企画しており、その中で盲導犬の体験の様なものがないか考えている。どこかお願いできるところはないか 盲導犬を持つにはどうしたらいいか
現在の補助犬の更新

盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

件数	内容
1	飲食店入店拒否
3	①飲食店利用に係る苦情※訓練事業者経由の相談 飲食店で最初に対応した職員が受入拒否したが、店長がすぐ呼び戻し利用に至った。 ②寺社での受入拒否※訓練事業者経由の相談 一部施設の見学について、盲導犬は待機させ、介添え者同行での見学をお願いしたいが、旅行の添乗員を経由しての間接説明だったためか、誤解が生じ、見学できずに施設を出たもの。（寺社側の法律の認識不足面も見受けられたため、県から訓練事業者を紹介した。） ③飲食店での誤解による入店拒否 飲食店側は受入を拒否する意図ではなかったが、説明不足・誤解等によりユーザーが受入を拒否されたと感じ、店をでてしまったもの。県から飲食店・ユーザーに連絡し、受入対応がとられた。
2	①病院に入ろうとした際に、盲導犬を入口にて預けるよう職員から指導された。（その後、別の職員が対応し、最終的には院内での帯同は認められた。） ②ファミリーレストランに入ろうとした際に、盲導犬を連れていくことを理由に入店拒否された。（その後、本社から謝罪と再発防止徹底の連絡があった。）
2	飲食店での同伴受け入れ拒否
2	①プールの利用に当たり、当初は受付のカウンター裏で待機させてもらったが、プール利用後に「動物アレルギーのスタッフがいるのと、毛が落ちると困るので、盲導犬は置いておけない。待機中に犬が歩きまわってしまっていたので、犬を待機させるのであれば人を付けるか、それが無理なら外で待機させてほしい。」と言われてしまった。 ②飲食店（コーヒー店）で盲導犬の同伴を拒否された。
1	盲導犬の受け入れ拒否に関する相談
1	補助犬の入店を断られた
3	①県内で盲導犬使用者がタクシーに乗車拒否され、使用者と事業者からタクシー会社の指導を求める問い合わせがあった ②県外の盲導犬利用が県内の温泉宿で受け入れを拒否とも取れる発言をされたとして問い合わせがあった
1	飲食店における盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する相談

2	①乗船拒否事例（船会社の営業所が別の都道府県であったため該当の都道府県に対応を依頼） ②コンサートチケット購入拒否事例（興行業の営業所が別の都道府県であったため該当の都道府県に対応を依頼）
1	盲導犬を連れてレンタカーを借りようとしたところ、レンタカー会社にクリーニング代を支払うように言われ、同伴を拒否するような対応を取られた
1	飲食店の予約の際、盲導犬を店外においておくように言われたため、県から当該飲食店に指導するよう依頼を受けた。 当該飲食店に架電し、身体障害者補助犬法で盲導犬の同伴の受け入れ義務について説明したところ、理解をいただけ、拒否する意図はないとの回答を得た。
1	他県の盲導犬ユーザーが当県内のホテルの予約をしようとしたところ、盲導犬の受け入れは現在行っていないと断られたため、友人で当県在住の盲導犬ユーザーから事情確認と指導を依頼された。ホテルに確認すると、前年に補助犬ではない犬を補助犬だと言い張るお客様を受け入れた結果、部屋中毛だらけになり部屋のクリーニング代が高額になったことや、犬が吠えるため他のお客様とトラブルになったケースがあったため、補助犬を受け入れる内部ルールを検討中で、まだ結論が出ていない段階であったため、やむなく断ったとのことだった。県の対応として、厚労省の補助犬啓発リーフレット及びステッカーをホテルに送付、予約を断られたユーザーに事情説明、ホテルの住所地の市町村の担当課に報告し、民間事業者等に補助犬の周知を再度行った。
2	※いずれも盲導犬ユーザーからの苦情 ①県内の病院において「犬嫌いな人がいるので、犬を連れて院内を歩かないでほしい。」と盲導犬の受け入れを拒否された。 ②タクシーにおける盲導犬の乗車拒否（ペットはダメと言われる）が頻繁にある。
2	①<ユーザーより> ・飲食店での入店拒否について ・宿泊施設での入店拒否について ②<一般市民より> ・近所のユーザーの盲導犬に対する扱いの悪さについて ・盲導犬の表示がない盲導犬について（バス会社より）
4	飲食店、タクシー、病院での盲導犬同伴拒否
1	盲導犬ユーザーからタクシーの乗車拒否を受けたとの相談があった
2	①飲食店への盲導犬同伴の入店拒否について：店側に県から連絡を行い、身体障害者補助犬法等の説明を行い、今後は入店について前向きに検討するとの回答が得られた。 盲導犬使用者へも店側からの回答を伝え、納得を得た。 ②自治体の指定管理施設である障害者福祉関係施設において調理教室が実施された際の盲導犬の待機場所について：盲導犬使用者から盲導犬の待機場所が調理教室から離れており不安に思うという相談であった。自治体に盲導犬使用者への配慮をお願いする旨の連絡を行うことを盲導犬使用者へ回答し納得を得た。自治体からは、施設担当者などと連携をとって、配慮した対応を行うと回答が得られた
1	県内ホテルのホームページに補助犬受入を拒否するという旨のホテル広告があるので、削除の指導をするよう介助犬の訓練事業者から県に連絡があった。当該ホテルに連絡したところ、すでに該当する記載を削除したとの回答だったので、削除されたことが事実であることを確認後、当初の連絡者である訓練事業者に報告した。

盲導犬に関するその他の苦情

2	① 1件でも多くの宿泊施設が、盲導犬について理解を深め、受け入れていただきたい、との意見あり（1件） ② 民間施設でも、原則、補助犬の受け入れを拒否できない、と規定されているが、実効力をつけるようなものはないのか？拒否した事業所名を公表するなど、強く指導出来ないのか？との意見あり（1件）
---	---

2) 介助犬

介助犬訓練事業者に関する紹介や相談

介助犬の代替えをしたい

その他の問い合わせ

介助犬使用者の要件

介助犬利用の申請方法、相談先に関する問い合わせ

介助犬の訓練士の資格に関する問い合わせ

補助犬に対して寄付金等を検討しているとの事で、補助犬育成にかかる費用などの問い合わせがあったので訓練事業者を紹介した。

介助犬の存在を知った方の代理人から、「申込をしたいが、どのようにすればよいか。」
「介助犬について広報をして欲しい。」

介助犬の要望相談があったが、貸与希望者の都合により取り下げとなった。

3) 聴導犬

聴導犬訓練事業者に関する紹介や相談

訓練事業者から当県においても聴導犬を助成対象とするように要請があった

家族から聴導犬について問い合わせがあったが、要綱の等級に該当しないので、聴導犬訓練事業者を紹介して、補助犬助成事業以外で、聴導犬訓練事業者と面談等を検討してもらった。

聴導犬がほしい（2件）

聴導犬に関する資料請求

聴導犬を使用したいと考えているのでまずは資料がほしい。

イベントで配布するため、補助犬リーフレットが欲しい（ろうあ協会）。

その他の問い合わせ

飼い犬を聴導犬にできるのか？との問い合わせがあった

聴導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

飲食店での同伴受け入れ拒否

飲食店における聴導犬の受け入れ拒否事例があった（2件）

8. 障害者および一般市民に対して補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関して普及啓発活動を行っていますか

はい 81% (38) いいえ 17% (8) 未回答 2% (1)

具体的な普及啓発の実施方法

庁内の障がい者に関するパネル展において、育成事業者の協力を得て盲導犬啓発活動を実施 障害者差別解消法に係る職員対応要領に補助犬制度について記載
県ホームページでの普及啓発
補助犬に関するパンフレットやステッカーを課のカウンターに設置している
県ホームページに、補助犬の普及啓発に係るページを掲載
県HPへの掲示
県ホームページに補助犬に関する情報を掲載
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県関係機関、学校（大学・高校）、警察等におけるステッカー表示、ポスター掲示の協力依頼。 ・ 県と民間企業（コンビニ、銀行等）との連携による定期的な情報発信コーナーの活用。 ・ 訓練事業者が主催するイベントの広報協力。
県のホームページへの掲載
県ホームページの以下のページで案内しています。 http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/rikaisokushin/hojoken.html
県ホームページにて周知
ほじょ犬シールの配布（銀行や旅館業者等）
県ホームページにて補助犬の概要、同伴受け入れに関する啓発を実施
補助犬相談窓口について、補助犬給付時、県ホームページ、福祉のしおり（県が作成する福祉施策パンフレット）において周知。
福祉サービスや制度、その利用方法などを掲載した「岐阜県障がい者福祉の手引」において、補助犬の説明や貸与への支援を行っていることを記載している。
補助犬インフォメーションデスク」を設置（NPO法人へ委託）し、県内で開催される、動物フェスティバル、お祭り等のイベントや、学校訪問により、補助犬の理解、相談窓口の存在等の普及、啓発に努めている。（平成27年度実績：126回）
県ホームページに掲載
県補助犬普及協会と連携して、年3回県内のイベント等で普及啓発を行っている。県内3会場で補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の講演、啓発用パンフレット、啓発パネル作成など、啓発活動を実施した。
希望があればパンフレット等を送付
直接事業は実施していないが、関係団体や訓練事業者によるイベント等の補助や後援を実施
府が主催のイベントでの啓発活動等
県内で開催されるイベント等で、パンフレットを配布し、DVDでの映像を流している。
テレビ、ラジオ、県の広報誌による広報を、随時、行っている。
県ホームページへの掲載
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政広報誌（HPにも掲載） ・ 県政テレビ番組
県のホームページに掲載

県 HP に「身体障害者補助犬について」を掲載。
ホームページ、県広報番組、リーフレット、ステッカーの配布、研修会
身体障がい者補助犬貸付者の募集にあわせ、補助犬の紹介とその目的・内容について市町村他関係機関、団体、県政記者に対し、県ホームページ、新聞、ラジオ等により周知を行っている
<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布 ・ラジオ放送RNC「こんにちは香川です」 ・12月開催のじんけんフェスタの中で補助犬コーナー設置（パネル展示など）
<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業の食品衛生責任者講習会において、補助犬の受け入れに関するQ&Aを記載したチラシを配布しており、相談窓口についても記載している ・平成27年度には、県内初の聴導犬が誕生したことから、県政広報番組において周知した
福祉機器展等に参加し、啓発リーフレットを配布
<ul style="list-style-type: none"> ・県主催の障害者文化祭にて、補助犬法のポスター掲示実施 ・県各庁舎における「補助犬マーク」の掲示
県のホームページに相談窓口、業務内容等の掲載を行っている
県ホームページへの掲載
各種研修会やイベントの機会を捉え、周知・啓発活動を行っている。
補助犬募集の際に、県広報誌、県民ラジオ、県HPにて募集広告を行っている。

9. 補助犬に関する相談内容の記録、保管を行っていますか？

はい 96% (45) いいえ 4% (2)

10. 貴都道府県における改正補助犬法や補助犬（助成施策・育成補助事業・啓発等）に関して、独自性のある取り組みはありますか？

【 助成施策 】

県獣医師会実施の「介護補助犬健康管理支援事業」で年2回の健康診断、狂犬病予防注射、混合ワクチン注射、犬フィラリア予防薬の投与をそれぞれ無料で実施
県獣医師会により「身体障がい者補助犬愛護支援事業」として、狂犬病予防ワクチンの接種に対する助成が行われている。
政策：「県健康管理費助成事業」として補助犬使用者に対し補助犬の健康管理費及び疾病等治療に必要な経費を助成（年間に対して助成限度あり）
ヤクルトグループ（ヤクルト販売株式会社等）が、視覚障害者福祉協会に例年2頭分の盲導犬育成資金を寄附している。（平成27年度は未活用の寄附金が累積していたため一時休止したが、その後活用が進んだため、平成23年度に再開され2頭分の育成資金が寄附された。）
寄附金により、平成27年度は4頭の盲導犬が給付されている（平成26年度は0頭）（2014）
県としては、寄附金による盲導犬給付の申請の受付及び審査等並びに寄附金による盲導犬の贈呈式開催などを通じて協力している。
健康管理費の補助、健康診断3回、狂犬病予防1回、混合ワクチン1回
犬フィラリア症抗原検査1回、犬フィラリア症予防薬1回、年間38,000円補助
県動物愛護センターにおいて、補助犬の定期健康診断を希望者に無料で行っている。（ドッグドック事業）
県内の貸与希望者に対して、補助犬育成に係る必要経費を1,500,000円まで助成する。

<p>補助犬普及協会が、各方面の民間団体や個人に支援をお願いして、県内補助犬使用者に対して身体障害者補助犬健康管理手当支給事業を実施（年額 30,000 円を支給）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種代助成（狂犬病予防@3000、9 種混合ワクチン@8500） ・ 県食品衛生協会が主催する食品衛生責任者講習会を通じて普及啓発
<p>健康診断、予防接種等の費用 2 万円を上限として助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県獣医師会：予防接種へ助成金あり <p>平成 25 年度に「島根県身体障がい者補助犬健康管理費助成事業」を制定。年間 40,000 円を上限に助成（経費総額の 1/2 相当額）</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 補助犬使用者が補助犬に獣医師による健康診断、予防接種及びその他の疾病予防措置等を受けさせた場合に、その費用を助成する。</p> <p>(2) 補助対象経費 下記の措置を講じた場合に使用者が負担した経費</p> <p>健康診断</p> <ul style="list-style-type: none"> 【一次検査】問診、視診、触診、聴診、体温/脈拍計測、血液学的検査、糞便検査 【二次検査】血液生化学的検査、尿検査 【精密検査】上記により異常が疑われる場合に必要な検査 <p>予防接種：狂犬病ワクチン、犬レプトスピラ病ワクチン、犬パルボウイルス感染症ワクチン</p> <p>疾病予防措置：フィラリアの予防、ノミ及びマダニの寄生予防、皮膚病等の予防</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一年度内に 2 件以上の補助犬給付の希望があった場合、2 件目以降については、県内の身体障害者連合会の基金（県内の盲導犬協会より引き継いだ補助犬に係る基金）による助成が可能 ・ 県内の身体障害者連合会が、共同訓練のための往復の旅費（1 往復分）を助成
<p>補助犬の交付申請があったときに予算措置をする方法から、毎年度一頭分を予算措置するよう改めた（平成 26 年度から）。</p>

【 啓発方法等 】

<p>①障害者週間パネル展（H27. 12. 7～9）で育成事業者の協力を得て盲導犬啓発活動を実施</p> <p>②障害者差別解消法に係る職員対応要領（H27. 12 策定）に補助犬制度について記載</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニ等からの県政情報発信として盲導犬に関するチラシの作成・配布 ・ 月間広報ラジオとして身体障害者補助犬についての定期的なラジオ放送
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県ホームページでの普及啓発 ・ 県庁障害福祉課の廊下・課室内でのポスター等の掲示
<p>県内点字図書館へ「身体障害者補助犬用パンフレット（厚生労働省作成）」の点訳及びデイジーを作成依頼、各市町村や関係機関等に配置（2013）</p> <p>希望業者に対し、補助犬同伴ステッカー及びパンフレットを配布している</p>
<p>厚生労働省作成のポスター、リーフレット・ステッカー等を県内市町村関係機関等に送付（2013）</p> <p>2014 年には、県 HP に補助犬への理解促進広報や給付に係る県事業の概要を掲載している</p>

<p>県ホームページへの掲載、国作成のリーフレット・ポスター・ステッカーの配布（2013）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県関係機関、学校（大学・高校）、警察等におけるステッカー表示、ポスター掲示の協力依頼。 ・ 県と民間企業（コンビニ、銀行等）との提携による定期的な情報発信コーナーの活用。 ・ 福祉イベント等における盲導犬ブース（（公財）東日本盲導犬協会）の出展。 ・ 盲導犬ふれあいデー（（公財）東日本盲導犬協会主催）の広報協力 ・ 県民の日記念イベントに訓練事業者の出展ブースを設置し、盲導犬育成事業普及促進のためのグッズ販売、募金活動、盲導犬とのふれあい等の機会を設けている。（2015）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 理解促進イベントの開催（「県民の日記念事業（11月14日）」、「県民のつどい」でアトラクションや体験ブース、舞台でのデモンストレーションなどを展開） ・ 市町村、関係職員への周知（4月当初、新たに補助犬関係事業担当となった職員や事業者の衛生管理業務に係る保健所職員向け研修資料等として） ・ パンフレットの配布など（県内関係イベントなど随時配布を依頼） ・ 関係団体主催のイベントの後援 ・ 県の広報紙へ理解促進のための記事を掲載（2015）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の食品衛生関係の統括的団体及び宿泊施設関係の統括的団体に対し、「ほじょ犬もっと知ってBOOK」及びステッカーを送付し、傘下の事業者等に対し、補助犬法による補助犬の同伴について周知するよう依頼した。 ・ 平成28年11月に、補助犬訓練事業者の協力を得て、市町村職員等を対象とした補助犬講習会を開催予定。（補助犬給付申請や身障手帳交付の窓口は市町村であるため、市町村での案内を強化することを目的とする。）
<p>施行10周年のクリアファイル作成（イベントで配付）、政情報番組で補助犬特集（2013） 補助犬同伴ステッカーやリーフレットの配布（2015）</p>
<p>希望のあった店舗や病院等に対するステッカーやパンフレットの配布</p>
<p>補助犬の普及啓発のため、県独自でリーフレットを毎年度作成し、飲食店、宿泊業者、医療機関、公共交通機関等に配布している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県独自パンフレットを作成、配布（年1回）（配布先：県関係機関、市町村、障害関係団体、病院、公共交通機関、生活衛生同業組合、食品衛生協会、観光協会等） ・ 県食品衛生協会主催の食品衛生指導員養成講習会で補助犬受入について説明（年2回） ・ 新規飲食店の営業許可申請時及び更新時に、リーフレット及びステッカーを配布。
<p>ほじょ犬シールの配布（銀行や旅館業者等人の出入りの多い所や啓発が必要な所へ配布）</p>
<p>毎年行われている障害に関する啓発イベントで補助犬を招いてデモンストレーション等を行っている</p>
<p>県主催のイベントにおいて、「盲導犬とのふれあい」と銘打ち、盲導犬ユーザーの話を聞く機会や、盲導犬訓練事業者のイベント犬を使用した盲導犬歩行体験を実施</p>
<p>H27.10の交通死亡事故を受けて、視覚障がい者及び盲導犬の通行に関する注意喚起をプレスリリース及び県ホームページに掲載。</p>
<p>県内の書店街、飲食店、ホテル等の同業組合に、身体障害者補助犬法の趣旨について周知した。食品衛生責任者講習会のテキストに掲載。</p>

<p>身体障害者補助犬に関する相談や苦情に応じるとともに、補助犬が果たす役割の重要性について、県民の理解を深め、補助犬給付事業の円滑な実施及び給付した補助犬の適正な管理を確保するため、相談窓口「静岡県補助犬インフォメーションデスク」を設置している。その管理運営を補助犬使用者や支援者等で組織された県内の補助犬支援センターへ委託</p>
<p>訓練事業者に委託し、盲導犬及び介助犬のデモンストレーション等を大型ショッピングモール等で実施することにより普及啓発を実施</p>
<p>平成 24 年度事業において、補助犬に対する受入拒否解消、補助犬使用者のスキルアップ、補助犬使用者の拡大に向けて、県内の補助犬普及協会に事業委託し、補助犬使用者、県生活衛生営業指導センター、財団法人中部盲導犬協会、社会福祉法人日本介助犬協会、社会福祉法人日本聴導犬協会、三重県ボランティア協議会、身体障がい者団体等とともに活動しました。また、この活動で事業者と補助犬使用者が意見交換を行い、理解促進に努めた（2013）</p> <p>県内イベント会場等で補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の講演、啓発用パンフレット、啓発パネル作成など啓発活動を実施（2015）</p>
<p>びわこハーネスの会 10 周年記念大会に参画</p>
<p>毎年 1 1 月実施している「共に生きる障がい者展」にて、3 種の補助犬のデモンストレーション及び啓発を行っている。（2014）</p> <p>府が主催のイベントでの啓発活動等</p>
<p>10 周年イベントとして、県庁にて補助犬 PR イベントを行うとともに、介助犬の庁内職場訪問を実施し、職員の補助犬に対する認識の向上につとめた（2013）</p> <p>H24 年度：身体障害者補助犬普及啓発イベント （授産商品の販売イベントと合同で実施。来庁者への補助犬の活動紹介や、補助犬同伴で県庁内の数所属へ職場訪問を実施）</p> <p>H27 年度：食品関係事業者への啓発 平成 27 年 10 月の補助犬啓発イベント直後の百貨店の飲食店での聴導犬の同伴拒否に関する報道を受け、これまで県の相談窓口にも、飲食店やスーパーなど食品を扱う店舗での同伴拒否に関する相談が寄せられていたことから、食品衛生協会を通じ、食品関係事業者の方々への啓発を実施</p>
<p>25 年度は各市町村、県出先機関、県内文化施設、公共施設、県内生活衛生同業組合を通じて飲食店、映画館、旅館、ホテル、県薬剤師会を通じて薬局等に普及啓発のリーフレットおよびステッカーを配布予定。26 年度は県医師会を通じて病院等に普及啓発のリーフレットおよびステッカーを配布予定 27 年度中に、県内の観光協会、旅館組合、飲食店組合等に再度ステッカー、リーフレットを配布予定 県事業の啓発イベント等で補助犬のステッカー、リーフレットを配布。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページに、身体障害者補助犬、身体障害者補助犬法及び身体障害者補助犬給付事業について掲載している。 ・厚生労働省作成の小冊子『ほじょ犬もっと知って BOOK』及び『補助犬ステッカー』を配布している。
<p>県食品衛生協会が主催する食品衛生責任者養成講習会を通じて普及啓発</p>
<p>入店拒否事案をきっかけに県内の全ての道の駅にリーフレット、ステッカーを配布 関係機関等にリーフレット、ステッカーを配布（補助犬法施行 10 周年を前に）</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発行事の「ヒューマンフェスタ」において身体障害者補助犬貸与式を実施（盲導犬のデモンストレーション） ・県のホームページに「身体障害者補助犬法について」を掲載 ・H26 年度に身体障害者補助犬法担当窓口の担当者と県内の補助犬ユーザーとの意見交換会を開催。苦情相談窓口担当職員のスキルアップを図るため、身体障害者補助犬に係る相談苦情処理情報の共有化をはかる体制を整備。（2014） <p>5月22日の「ほじょ犬の日」に合わせて、県 Facebook、県 Twitter にて記事を掲載。 県庁舎内に、ポスター掲示、パンフレット配架。 県内関係機関にパンフレット配布。（2015）</p>
<p>小学校や大学等へ普及啓発活動</p>
<p>盲導犬ユーザーと盲導犬が、交通安全運動に参加して、視覚障がい者をはじめとする障がい者の交通安全の確保や障がい者や盲導犬への理解を呼びかけた。（交通部局）</p> <p>盲導犬と盲導犬ユーザーが、人権推進員として学校を訪問し、視覚障がい者を取り巻く問題を伝えるとともに、盲導犬の理解に努めている。（教育）（2014）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催時や研修会等の機会を捉え、パンフレット配布やパネル展示を行っている。 ・昨年、視覚障がい者の方が盲導犬とともに交通事故に巻き込まれて死亡した事件を受け、障がい者等を守る交通安全対策について国へ政策提言を行うとともに、盲導犬ユーザーと盲導犬が参加して交通安全啓発活動を実施するなど、障がい者の交通安全の確保はもとより、盲導犬を始めとする補助犬の理解促進を図った。（2015）
<p>定期的を実施している飲食店従業員等への普及啓発活動に加え、平成 24 年度においては、身体障害者補助犬法施行 10 周年を機とし、県の広報媒体（広報紙、TV 等）を利用し普及啓発活動に力を入れた</p>
<p>補助犬育成事業者が実施する普及イベントの後援などを通してPR</p>
<p>県主催の障害者文化祭にて、補助犬法のポスター掲示、補助犬のデモ実施</p>
<p>県ホームページへの掲載</p>
<p>毎年度、12 月の障害者週間にあわせ、公共交通事業者、観光関連団体等に対し、補助犬同伴ステッカーやパンフレットを配布し、補助犬使用者の受入等について理解・協力を呼びかけている。（2015）</p>

【その他】

<ul style="list-style-type: none"> ・県内において関係団体が補助犬の普及・啓発のためのイベントを実施する際に、当該団体から求めがあった場合は、イベントのチラシを市町村等に配布し掲示を依頼している。（原則として当該イベントが県の後援を受けていることを前提とする。）
<p>連絡協議会は設置していないが、盲導犬は県内の視覚障害者協会、聴導犬は県内の聴覚障害者協会、介助犬は県内の脊髄損傷者協会と連携して情報交換等を行っている。</p>

1 1. 貴都道府県の助成候補者決定につきまして、調査ならびに評価を委託していますか。 *回答結果は、47 ページ「表 5. 都道府県の助成候補者の決定にかかわる調査・評価委託事業について」に示した。

1) 調査について委託していますか

a) 委託している 30% (14) b) 委託していない 70% (33)

a-1. 調査について委託先をご記入下さい

イ. 訓練事業者 (事業者名)

ロ. 補助犬法上の厚生労働大臣指定法人 (法人名)

ハ. その他 (団体名)

a-2. 委託した調査時に都道府県の担当者が立ち会っていますか?

立ち会っている 7% (1) 立ち会っていない 79% (11) 未回答 14% (2)

a-3. 委託した調査の報告書提出を求めていますか?

求めている 57% (8) 求めていない 29% (4) 未回答 14% (2)

2) 評価について委託していますか

a) 委託している 23% (11) b) 委託していない 77% (36)

a-1. 評価について委託先をご記入下さい

イ. 訓練事業者 (事業者名)

ロ. 補助犬法上の厚生労働大臣指定法人 (法人名)

ハ. その他 (団体名)

a-2. 委託した評価時に都道府県の担当者が立ち会っていますか?

立ち会っている 9% (1) 立ち会っていない 73% (8) 未回答 18% (2)

a-3. 委託した評価の報告書提出を求めていますか?

求めている 73% (8) 求めていない 9% (1) 未回答 18% (2)

1 2. 「身体障害者補助犬法改正」及び、「補助犬育成補助事業」等に関してご意見や、国に対する要望やご質問等

昨年あった例であるが、飲食店や宿泊施設で同伴拒否をされたと行政機関に事実と異なる虚偽の苦情申し立てをしたり、威圧的暴言により行政機関へ何度も苦情を申し立てるユーザーがいた。ごく一部であるが、こうしたユーザーの行動は、飲食店や宿泊施設等の関係者及び一般市民に対し、補助犬や障害者に対する偏見や誤解を招く恐れがあるので、ユーザーに対するモラルの向上を求めることも必要である。

厚生労働省HPに都道府県別の補助犬実働頭数が掲載されているが、県内の詳細な状況を把握するため、ユーザーに関する情報提供をお願いしたい。

<p>補助犬ステッカーについて、乗物のガラス戸等風雨にさらされる箇所に貼付する場合において、ステッカーの損傷を防ぐため内貼り（印刷面にのりが塗布されており、ガラス戸等の屋内側から貼付するタイプ）のものを提供するよう依頼される場合があるので、国から内貼りのステッカーも各都道府県に配布いただけるとありがたいです。</p> <p>他道府県からの転入の情報を把握できないため、都内の使用者数を把握することができない。（都の給付実績がある訓練事業者からは転入の情報を報告してもらっていますが、給付実績がない事業者からは報告してもらっていないため、都内の使用者を把握することができません。訓練事業に関わらず、転出入の際は自治体に報告するような仕組みがあると良いと思います。）</p>
<p>補助犬育成補助事業が位置付けられている地域生活支援事業の国庫補助額（1/2）の確保</p>
<p>飲食、宿泊業向けリーフレットを作成して欲しい。</p>
<p>県で稼働頭数を把握しきれないため、詳細なデータを示してほしい。また、引退した補助犬について国に報告されていないケースが見受けられるため、訓練事業者や使用者に対して制度や手続きについての周知徹底した方がよい</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の施行に伴い、今後、障害のある方への合理的な配慮等について問い合わせが増えるものと思われます。特に、補助犬については、入店拒否が見受けられますが、他の客の理解を得られない場合など、店側の接客に苦慮する例もあると考えられます。こうしたことから、より具体的に、補助犬使用者が来店した場合の対応方法のマニュアルが必要と思われます（例：犬が嫌いな客がいる場合の飲食店や入浴施設での具体的な対応） ・ 身体障害者の援護の実施主体は、市町村であることから、補助犬の給付についても、市町村を実施主体とするとともに、財源を自立支援給付費とすることが望ましいと考えます。
<p>身体障害者補助犬法第9条により、不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴拒否を原則として禁止されているが、ただし書きに該当する場合とはどのようなケースが想定されるのか、具体例を示して頂きたい。</p>

2015（平成27）年度

補助犬同伴の受け入れ状況等に対する実態調査結果

回答総数 政令指定都市 20・中核市 45 = 65 件

1. 貴政令指定都市・中核市に補助犬使用者はいますか？

盲導犬：いる 72% (47) いない 3% (2) 不明 25% (16)
 介助犬：いる 20% (13) いない 37% (24) 不明 43% (28)
 聴導犬：いる 9% (6) いない 45% (29) 不明 46% (30)

2. 貴政令指定都市・中核市に第二種社会福祉事業届出を新たに行った訓練事業者はありますか？

盲導犬：ある 0% (0) ない 97% (63) 把握してない 3% (2)
 介助犬：ある 0% (0) ない 97% (63) 把握してない 3% (2)
 聴導犬：ある 2% (1) ない 95% (62) 把握してない 3% (2)

3. 2015（H27）年度に補助犬育成補助事業の希望者はいましたか？（見込み含む）

	希望あり	希望なし	把握してない	不明	未回答	合計
盲導犬	31% (20)	60% (39)	2% (1)	6% (4)	2% (1)	65 都市
介助犬	3% (2)	87% (57)	2% (1)	6% (4)	2% (1)	65 都市
聴導犬	5% (3)	85% (56)	2% (1)	6% (4)	2% (1)	65 都市

()内は政令指定都市+中核市の数

4. 2015（H27）年度に補助犬に関する相談・苦情等がありましたか？

盲導犬：あった 40% (26) ない 60% (39)
 介助犬：あった 11% (7) ない 89% (58)
 聴導犬：あった 8% (5) ない 92% (60)

4-1. 補助犬に関する問い合わせ状況について、誰から、どのような内容の問い合わせがありましたか。（件数）

注) 盲導犬と介助犬の回答で「数件」と記載されていた都市については、表中で「+α」とした。

1) 盲導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民
訓練事業者に関する紹介や相談	1	3	0	0	0	0
資料請求	1	1	0	0	0	5
その他の問い合わせ	8+α	6	0	α	1	2
同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	30	0	0	2	1	6
その他の苦情	0	0	0	0	0	1

2) 介助犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民
訓練事業者に関する紹介や相談	0	1	0	1	0	0
資料請求	0	1	0	1	0	0
その他の問い合わせ	1+α	1	0	α	1	1
同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	0	1	0	0	0	1
その他の苦情	0	0	0	0	0	0

3) 聴導犬

	補助犬 使用者	補助犬 希望者	障害者 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般 市民
訓練事業者に関する紹介や相談	0	0	0	0	1	1
資料請求	0	0	0	0	0	0
その他の問い合わせ	0	2	0	1	1	0
同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	0	0	0	2	0	1
その他の苦情	0	0	0	0	0	0

4-2. 補助犬に関する問い合わせの具体的な内容について

1) 盲導犬

盲導犬訓練事業者に関する紹介や相談

政令指定都市：自由記載なし

中核市

補助犬貸与に係る相談
盲導犬給付に関する手続きの流れについて
盲導犬と生活していくうえでの注意(配慮)する点など

盲導犬に関する資料請求

政令指定都市

・啓発資料・ステッカーの配布希望(公共施設から)

中核市

盲導犬を実際に利用するにあたり、自分が良く行くお店等に直接制度の周知を希望した為、補助犬のリーフレットを資料提供した。
県の盲導犬の貸付制度を利用したと希望があり、手続き等について問い合わせがあった。

その他問い合わせ

政令指定都市

近く盲導犬の貸与を受ける予定の方から、貸与に係る助成金の有無についての問い合わせがあったが、本市にはない旨回答したもの。
使用者及び訓練事業者より、市の身体障害者補助犬定期健診等事業にかかわる問い合わせ、連絡調整等(詳細な件数の統計なし)
視覚障がい者から盲導犬を使用したいがどうしたらよいか、という相談を受け、県身体障害者補助犬育成給付事業について説明し、申請書を手渡した(申請はなかった)。
リタイヤ・申請取り下げ・手術の医療費補助についての相談
一般市民から、盲導犬使用者の盲導犬に対する扱いがふさわしくないと連絡があった。 補助犬使用者から、本市の「身体障害者補助犬健康管理費支給事業」について確認があった。

中核市

盲導犬を使用したい
H28.3.25 盲導犬の貸与が開始されたとの報告 当課が受け入れ拒否の相談窓口となっていることを伝えた
市内歯科医院より問合せ有り。(具体的に個別のユーザーがいて、そのユーザーから要望があがった訳ではなく、他の病院が対応していることを知り、対応できるようにしていきたいとの考えからの問合せ) 1, 診療室まで補助犬は入室させないといけないのか。2, 補助犬が入室した場合には、消毒をしないといけないのか。3, 病院としての受け入れマニュアルを作成しようと考えているが、作成時に必要なことは何か。
市民の方より盲導犬の希望があり、1匹提供している
<ul style="list-style-type: none">・日本介助犬福祉協会を通じた制度照会(1件)・自分の飼い犬を補助犬にできるかどうかの問い合わせ(1件)
<ul style="list-style-type: none">・盲導犬を給してほしいと考えているが、どのようにすればよいか・受け入れの際の注意点を教えてほしい
本市では視覚障害者と盲導犬との共同訓練費補助金制度があり、補助犬希望者から制度の利用について問い合わせがあった。

盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

政令指定都市

"盲導犬を理由に飲食店への入店を断られた。 【事実確認 (相手方からの回答)】 ・会社の対応方針として、補助犬同伴という理由のみで入店を一律に拒否しているということは一切ない。補助犬使用者の入店があった場合は、隣席の客に対して、「補助犬同伴の方を案内してよろしいでしょうか」と尋ね、補助犬使用者と一般客の双方に配慮して対応するように各店長に指導している。 ・実際に、グループ各店で補助犬を入店させている実績があり、本事案の発生前の7月頃に補助犬を入店させたことがあるが、その際、補助犬を見かけた他の一般客数名から、激しい苦情を受け、

<p>対応に苦慮したことがある。</p> <p>・本事案も、会社の方針どおり、隣席の客に盲導犬同伴について尋ねたが、残念ながら了解を得られず、昼時でほぼ満席に近い状態でもあり、代替の席を用意することができなかつたので、そうした事情により入店が難しい旨を丁寧に説明したつもりであったが、盲導犬同伴のみを理由に入店を断つたと誤解されてしまったようだ。</p>
<p>飲食店での盲導犬同伴の受け入れ拒否について、ユーザーから訓練事業者に入り、その後、本市に相談があった。本市職員が飲食店を訪問し、身体障害者補助犬法について説明した。</p>
<p>コンビニ・旅館内レストラン・商業施設での受け入れ拒否</p>
<p>タクシー乗車拒否 ・飲食店入店拒否 ・サファリパークにて見学場所を限定されたこと、ふれあいゾーン拒否について</p>
<p>①パピーウォーカーの女性がパピーを連れて様々な店に入店できるか聞いていたところ、ある店舗で入店拒否された。女性は店舗を運営している会社にメールを送り対応を求めるとともに、本市に対して、行政的な指導がされるのか問い合わせをされた。本市から運営会社に連絡をし、事実の確認を行ったところ、受け入れ義務のことは承知しているが、犬が盲導犬に見えず、女性も健常者に見えたため、拒否してしまったとのことが確認できた。職員の教育を徹底していただくように伝えた。</p> <p>②別の市内のある店舗で盲導犬を連れての入店を拒否された男性が、該当市の電話番号が不明であった為、本市に入店できるように伝えてほしいとの電話をされた。本市から該当市に連絡をし、対応を求めたところ、男性は入店でき、特にもめるようなこともなかったことが確認された。アルバイト職員に研修が行き届いていない可能性があるため、該当市から本社へ電話をすとのことだった。</p>
<p>飲食店における同伴拒否に関すること ・貸スタジオにおける同伴拒否に関すること</p>
<p>補助犬の使用者から、宿泊施設の宿泊拒否について苦情があった。</p>

中核市

<p>市内のホテルで盲導犬の同伴を断られた際の苦情</p>
<p>市内にある1飲食店に入店拒否されたことに伴う相談(件数は9件となっているが、特定人3名による複数回の相談である)</p>
<p>飲食店への入店拒否</p>
<p>市内の菓子店のお茶会で入店を制限された</p>
<p>1件・飲食店の入店拒否に関する相談。⇒飲食店には、補助犬法を説明のうえ入店拒否をしないよう指導及び協力を要請。</p>
<p>H27.5.22 飲食店における盲導犬の受け入れ拒否 身体障害者補助犬法第25条規定に基づき、当該飲食店を訪問し、助言・指導を行った。</p>
<p>民間の盲導犬ユーザーの支援者団体から要望書が提出された：①駅前及び市役所庁舎周囲に補助犬の排せつ場所の設置 ②寺社施設内の補助犬受け入れについて ③身体障害者補助犬法の理念を踏まえ、職員のための「対応要領」及び事業者向けの「対応指針」の制定 ④啓発活動の強化 ⑤相談窓口について使用者への周知 ⑥治療費補助制度の創設など</p>
<p>入店や利用の拒否に関する苦情・対応依頼(7件)</p>
<p>盲導犬を店の前でつないでおくように言われたとの相談であったが、対応した職員に対する苦情が中心となった為、本来の相談内容については不明。</p>

補助犬同伴での利用を断られたとの苦情(美容院、ホテル)

盲導犬に関するその他の苦情

政令指定都市

市政だよりの「差別をなくそう」という記事に、盲導犬を連れての方が飲食店への入店を拒否されている挿絵を載せていたところ、市民の方から、「ペット同伴は衛生上問題があるから、仕方なく断っている店まで一括りにされる。」という意見が寄せられた。その意見に対し、補助犬はきちんと訓練を受け、常に清潔に保たれており、補助犬の同伴は人が立ち入ることのできる様々な場所で義務付けられていることを伝えたところ、理解を得られたが、もっと衛生的に問題がないことを発信していくべきとの意見をいただいた。

中核市：自由記載なし

2) 介助犬

介助犬訓練事業者に関する紹介や相談

政令指定都市・中核市：自由記載なし

介助犬に関する資料請求

政令指定都市・中核市：自由記載なし

その他問い合わせ

政令指定都市

道内に介助犬の訓練所が無い場合、道外の訓練事業所に貸与の申請をしている。貸与のためにはユーザーと介助犬とのマッチングを試験が必要であるが、自己捻出が困難であるため、交通費や宿泊費を補助して欲しい。

使用者及び訓練事業者より、市の身体障害者補助犬定期健診等にかかわる問い合わせ、連絡調整等(詳細な件数の統計なし)

中核市

介助犬として給付された犬ではなく、警察犬としての訓練を受けた犬(本人談)を本人は介助犬として利用している。市のほうで犬につけるゼッケンを作ってくれないのか、また、周囲の住民に介助犬として利用していることを知ってもらう為に補助犬ステッカーを家の周りに貼りたいなどの訴え。

介助犬導入の際の助成について

受け入れの際の注意点を教えてほしい

介助犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

政令指定都市

救急隊から、搬送先病院で患者自らが育成した介助犬の同伴を拒否された旨の相談

中核市

相談者が知人の介助犬を一時的に借り、市と関連のある施設を訪れ、出入口付近の椅子に座り休憩していた。(今後、介助犬の利用を検討しており、実際に介助犬を利用した感覚を知りたいと思い、知人に一時的に犬を借りていたとのこと。本来のユーザーではないため、介助犬に目印となるゼッケンのようなものはなかった。) 座ってから5分程すると若い男性警備員が来て、犬を連れていたため出て行くよう注意された。その際、ガムを噛みながら高圧的な態度で注意されたため、腹立たしく思った。(杖も所持しており、モニターで犬を連れていたことが分かったのなら、歩行が不自由な様子も分るはずなのに、事情も聞かずにいきなり出て行ってくれと言われたとのこと。) その後年配の男性警備員が来たが、「もめているようなので出て行ってもらおうと思って来た」と言われ、さらに不愉快な思いをした。介助犬のユーザーではないものの、障害者であることは見て取れるにもかかわらず、不親切な対応をされたため、市役所から施設に対し一言注意をして欲しいと電話があった。

介助犬に関するその他の苦情

政令指定都市・中核市：自由記載なし

3) 聴導犬

聴導犬訓練事業者に関する紹介や相談

政令指定都市・中核市：自由記載なし

聴導犬に関する資料請求

政令指定都市・中核市：自由記載なし

その他問い合わせ

政令指定都市：自由記載なし

中核市

今まで利用していた聴導犬(ゆずり受けた犬)が亡くなってしまったので、新たに聴導犬を探したい。
→すでに聴導犬協会について知っていたので、そちらに相談するよう伝えた。

受け入れの際の注意点を教えてほしい

県身体障害者ほじょ犬給付事業申請書の申請方法について

聴導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談

政令指定都市

飲食店における同伴拒否に関すること

中核市：自由記載なし

聴導犬に関するその他の苦情

政令指定都市・中核市：自由記載なし

5. 障害者および一般市民に対して補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関して普及啓発活動を行っていますか

はい 68% (44) いいえ 29% (19) 未回答 3% (2)

政令指定都市

イベント等でのパンフレットの配布
市が作成する障害者福祉のガイドに記事を掲載
本市障害自立支援課のホームページ上にて、「ほじょ犬マーク」について案内するにより、補助犬に関する理解を深く求めるとともに、市ホームページの「よくある質問」において、補助犬給付に関する申請先等を案内することにより、普及啓発を図っている。
市ホームページ、障害福祉の案内冊子等に記載
市障害福祉の案内(ふれあい)冊子に問い合わせ先を掲載している
障害者向け冊子「障害のある方のための福祉のしおり」誌面に相談窓口等の情報を掲載
一般市民対象に補助犬セミナーを、獣医師会の補助犬無料健康診断と合わせて開催
当課発行の「障害者福祉のしおり」中で補助犬の相談窓口を相談内容別に紹介しています。媒体は冊子版、点字版、DAISY版及びウェブサイト「ウエルネットなごや」があります。
当室に相談窓口を設置し、苦情等があれば問題のある店舗や会社等に問い合わせや指導を行う。
本市ホームページに掲載して周知
本市発行の障害福祉制度を紹介する冊子「障害福祉のしおり」において、補助犬の貸与に関する項目を掲載している。
身体障害者補助犬の貸与申請について広報誌に掲載。制度について、市ホームページ及び障害者のしおり(冊子)に掲載。
窓口に補助犬に関するリーフレットをおいている。・希望者に補助犬を紹介するDVDを貸出している。
市ホームページに補助犬に関する相談窓口の設置等について掲載
市の障がい福祉ガイドに補助犬の相談窓口を掲載している
厚生労働省からのポスター及び資料の配布

中核市

市民あてに配布している広報誌、ラジオ放送
窓口にポスターを掲示している
受け入れ相談窓口の設置について市HPに掲載しております
窓口及び関係機関へのパンフレット配布、ポスター・ステッカーの掲示
福祉制度をまとめた「くらしのおてつだい」の冊子及びホームページ上で啓発
補助犬相談窓口の存在についての普及啓発は行っていないが、補助犬の導入及び管理費用に係る補助制度(問7.1)の回答のとおり)について、市HP等で周知している。

市広報誌による普及啓発
「市の障害者福祉ガイド」を作成し、補助犬の給付にかかわる相談窓口となっている旨周知を図っている。
障害福祉のしおりに、制度概要、ステッカーについて掲載している。・不定期ではあるが、広報誌に補助犬の記事を掲載している。
課で作成している「福祉のしおり」に掲載
窓口に周知用の冊子を配置
毎年12月の障害者週間にあわせ、市の広報誌に補助犬に対する理解・協力の記事を掲載している。市役所庁舎の掲示板及び入り口に補助犬のポスターやステッカーを掲示している。
補助犬の飼育費助成事業などの紹介を通じて、補助犬に関する相談に対応
リーフレット・ポスターの掲示
リーフレット等の配布等を行っている
「補助犬相談窓口」という表記での普及啓発は行っていないが、「障害者総合相談窓口」を市立障がい福祉センターに設置している旨の広報は行っている。
ホームページへの掲載やパンフレットを配布している
府の啓発活動への参加
県が実施する補助犬利用希望者募集の際に、市の広報に募集記事を掲載している（年1回）
障害者週間にあわせて、パンフレットなどの配布
窓口に「ほじょ犬もっと知ってBOOK」のリーフレットをおいています。
市障がい者福祉課ホームページにて相談窓口を案内しています。
「身体障害者補助犬」について、市に掲載し、県のホームページとリンクさせている。また、厚生労働省作成のパンフレットにも問い合わせ先として障害者支援課の課名と電話番号を明記している
ポスターの掲示、市ホームページへの掲載、ステッカーの配布
市ホームページへの掲載、必要に応じてステッカーの配布、庁舎内の窓口へステッカーの掲出を行っている
本市ホームページに相談窓口の広報を行っている
新聞広告(市政スポット)への掲載
ポスターの掲示、補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布
県が実施する補助犬利用希望者募集の際に市の広報に募集記事を掲載している（年1回）

6. 補助犬に関する相談内容の記録、保管を行っていますか？

はい 72% (47) いいえ 28% (18)

7. 貴政令指定都市・中核市では補助犬法や補助犬に関して、独自性のある取り組みを実施していますか、もしくは実施する予定がありますか？

【 助成施策 】

政令指定都市

市身体障害者補助犬飼料給付事業として身体障害者補助犬の使用者が市県民税非課税世帯の方の場合、年額 42,000 円以内で現物により飼料の給付を行っている
身体障害者補助犬定期健診等事業(補助犬医療証を発行し、市獣医師会所属の施設で定期健診、疾病にかかわる診療を受けた場合の費用を市が負担)
登録手数料の免除(犬の登録(鑑札の交付を含む)申請手数料、犬の鑑札の再交付手数料、犬の狂犬病予防注射手数料、狂犬病予防注射済票再交付手数料) 身体障害者補助犬における医療費の助成について検討している
狂犬病予防注射済票交付手数料などの免除
助成施策(費用、獣医療、健康管理費用)浜松市が後援する静岡県獣医師会による、身体障害者補助犬健康診断が 31 回目の開催となり、県下から 25 頭の補助犬の健康管理が行われた
身体障害者手帳 1 級～3 級の方で、補助犬等にかかる登録申請手数料(3,000 円)、狂犬病予防注射済票交付手数料(550 円)、犬の鑑札の再交付手数料(1,600 円)、及び狂犬病予防注射済票再交付手数料(340 円)の免除。補助犬の使用に必要な費用の一部を助成(月額 4,800 円以内)但し所得制限あり。
補助犬健康管理費の支給(所得制限有)、盲導犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料の減免
市障害者助成事業(身体障害者補助犬飼育費用助成)月額 6,000 円
身体障害者補助犬健康管理費助成事業(H26 年度予算:84 万円) 身体障害者補助犬健康管理費助成事業(平成 27 年度予算 90 万円) 「身体障害者補助犬健康管理費助成事業」を実施し、市内で補助犬を使用かつ養育する低所得者に対して、健康管理費(補助犬の養育に要する費用)を助成している。

中核市

盲導犬給付決定に係わる交付対象者の自己負担の一部に対し、補助金の交付を実施(補助金額は自己負担額を限度)
18 歳以上の在宅の身体障がい者に対し、自立更生を図ることを目的とし、補助犬の導入及び管理に係る費用の一部を補助 ・補助犬の導入時は 10 万円、導入の次年度から 5 年間は 2 万円ずつ補助
援護金(訓練交通費、飼育費)の給付:長野市身体障害者補助犬育成事業として、年 2 回(9 月頃と 3 月頃)、補助犬の給付を受けている方に対して、飼育費の援護金(月額 3,000 円)を支給している。また、同事業として、補助犬の給付候補者が訓練施設で歩行訓練を受ける場合の交通費を支給している。(2014)
狂犬病予防注射済票交付(再交付)手数料、犬の鑑札の再交付手数料の免除
飼育のための必要経費の一部を助成(1 頭につき月額 4,800 円)
補助犬の登録、狂犬病予防注射、狂犬病予防注射済票の交付、鑑札の再交付、狂犬病予防注射済票の再交付の手数料を徴収しない
市身体障害者補助犬健康管理費支給事業:市民で、補助犬の使用者の方に市補助犬健康管理費を支給している。(非課税世帯 5000 円/月、所得税課税世帯 4000 円/月)
狂犬病予防接種の減免
身体障害者補助犬に係る犬の鑑札の再交付、狂犬病予防注射済票交付・再交付手数料の免除
県身体障害者補助犬給付事業(市障害福祉課で受け取り)

餌代の助成:盲導犬飼育費の助成:在宅の方で、身体障がい者手帳1級の視覚障がい者で、安全確保のために盲導犬の飼育をしている方に対し、月額 6,000 円を助成します。(2014)
補助犬の登録、狂犬病予防注射、狂犬病予防注射済票の再交付の手数料を徴収しない
視覚障害者と盲導犬との共同訓練費補助金(自宅から訓練センター間)の往復に要する費用)

【 啓発方法等 】

政令指定都市

イベント等でのパンフレットの配布
市民、内部機関に送付する封筒の裏面に補助犬啓発用の広告を掲載 市内の飲食店等に補助犬の受け入れに関する周知文を送付(2014)
・「ほじょ犬マーク」を希望する事業者に対し配布している。・市内のライオンズクラブからの盲導犬育成の為の募金活動にかかわる依頼を受け、JRの該当駅に対し、募金活動場所(駅前広場)の提供について配慮を求める依頼を行っている。
市庁内での普及啓発、体験イベントの実施 補助犬関連団体が実施する普及啓発イベント等への市後援名義の使用承諾等の支援 市内全医療機関へ補助犬同伴ステッカー、パンフレットの配布
動物愛護週間に実施している動物愛護フェアにて、盲導犬や聴導犬のデモンストレーションを行っている。
補助犬同伴ステッカー・パンフレットの配布 市ホームページにおける身体障害者補助犬及びほじょ犬マークの掲載・紹介 市広報誌面におけるほじょ犬マークの掲載・紹介 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」作品展におけるほじょ犬マークの掲示・紹介
身体障害者補助犬リーフレット・ステッカーの飲食店・医療機関への送付 障害者週間において、市報便りに補助犬について掲載、庁内の市民ギャラリーにおいて啓発パネルを展示するなどして啓発している。また、事業所に対しパンフレットを配布し啓発を行っている。
厚労省作成のリーフレット、ステッカーなどを市窓口医療機関等に配布。障害福祉課及び各区障害者支援課等に厚生労働省作成「ほじょ犬もっと知ってBOOK」を置いている。「障害者週間パネル展示」及び「静岡市中心のバリアフリーイベント」にて補助犬の啓発活動を行っている。
団体対象に補助犬ふれあい教室を平成27年度は4団体にて開催 ・障害者週間に市主催の「スマイルフェスタ」にて盲導犬ユーザーを招いてデモンストレーションを開催。
10月に開催するイベント「障害者と市民のつどい」の中で補助犬のデモンストレーションを行った(例年開催)
10月に開催した障害のある人もない人も互いに交流するイベント「ほほえみ広場」でポスター掲示。2月に市民新聞全市版に「ほじょ犬」マークの啓発記事を掲載 補助犬同伴のステッカーの掲示やガイドブックの配架、希望者への配布を実施(2015)
市立健康福祉プラザでの「プラザ祭り」(年1、2回)で盲導犬訓練士の講演会や盲導犬ユーザーのトークショー、来場者に盲導犬との出会いを体験してもらった。このような機会を増やしていきたい

平成 26 年度の補助犬啓発事業として、障害者週間の初日である 12 月 3 日に神戸新聞全県版の朝刊に全 7 段にわたって、補助犬に関する記事と白杖に関する記事を約半々の割合で掲載し、補助犬の理解促進および普及のための取り組みを行った。（2014）
各区役所において、補助犬ステッカーの配布（2015）
盲導犬啓発イベントへの後援、補助犬同伴ステッカーの配布
盲導犬について、市内 15 の学校で出前講座を実施した。
補助犬について、啓発イベントを実施した
庁舎内でのポスター掲示

中核市

(1) 飲食団体への補助犬法についての説明会の開催 (飲食店協会への補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布)
(2) 市ホームページへの補助犬法に係るページの開設
(3) 市広報紙への補助犬法に係る記事の掲載
(4) 小中高等学校、企業への補助犬法についての教室開催
市内の医師会へ普及啓発の協力依頼を実施
日本盲導犬協会が開催する各種イベントの参加について、市内の身体障害者関係団体への周知及び案内を行っている。
・市役所内売店、食堂に同伴ステッカー配布 ・市広報での補助犬 PR ・市内各小学校、行政センターへパンフレットの配布
補助犬受入に関する相談が多かったため、市の広報紙で補助犬についての普及啓発活動を実施
身体障害者補助犬の受入れマニュアル作成、職員へ周知
児童が盲導犬とふれあうことにより、障がいや障がい者に対する理解を深めることを目的とし、市内の小学校において「盲導犬ふれあい教室」を開催
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の小学校へ希望調査を行い、全校（68校）を6年で一巡出来るよう調整 ・東日本盲導犬協会とNPO法人栃木補助犬協会の協力により実施（2団体へ謝金支払） ・指導員による講義のほか、盲導犬のアイマスク体験を実施（2014） ・補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布（希望者に対して随時配布）
飲食店・旅館の営業許可を審査する部署において、リーフレットやステッカー配布による啓発活動を実施
<p>【実施予定（CM作成中）】</p> <p>「障害者差別解消法」の施行に伴い、障がい者に必要な支援などについて周知・啓発するためCMを作成し、市HP等で放映予定。エピソードの1つとして、施設で補助犬の受け入れが義務づけられていることをテーマとした動画を放映予定。（2015）</p>
飲食店等における営業許可の更新説明会にて、厚生労働省作成の「ほじょ犬もっと知ってBook」と店内貼付用の啓発ステッカーを配布。
<ul style="list-style-type: none"> ・医師会を通じて、市内の医療機関に「ほじょ犬もっと知ってBook」を配布。（2014） ・「食品衛生指導員部会」で指導員向けに説明。指導の際に「ほじょ犬もっと知ってBook」と店内貼付用の啓発ステッカー配付により啓発するよう依頼した。 ・保健所で新規の食品衛生許可の際に、「ほじょ犬もっと知ってBook」と店内貼付用の啓発ステッカーを配布し、啓発している。（2015）

「市の障害者福祉ガイド」において、補助犬同伴ステッカーを紹介しており、補助犬への理解の周知等を図っている。
平成 29 年度、商工会議所の発行する 5200 の会員向け会報誌に厚生労働省作成の補助犬理解促進チラシを挟むことで周知を図る予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会を通じて市内の医療機関に医療機関周知用リーフレット、ステッカー等を配布。 ・ 商工振興課を通じて商店会連合会の理事会にポスター、ステッカーなどを配布 ・ 障害者週間記念事業内で補助犬のデモンストレーションを行った。(2014) ・ 補助犬ステッカーを市役所庁舎内に掲示したり、市内事業所に周知目的のため、リーフレットと共に配布を行う。(2015)
平成 27 年 11 月 14 日に市内の商業施設において、盲導犬に関するイベントを実施した。盲導犬に関する基礎知識やユーザーの体験談、実際に盲導犬との体験歩行を行った。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助犬に関するパンフレットを窓口に設置 (2014) ・ 市障害者差別解消支援協議会において情報提供を行った。・市のホームページにおいて身体障害者補助犬法に関する周知広報を行っている。・障害者差別解消法について出前講座の依頼があった際、その一環として補助犬に関する紹介を行い、理解、関心を深める啓発を行っている。(2015)
今年度、市ホームページに補助犬に関するページを新たに設ける予定のほか、来年度、市主催のイベントでの周知を検討している。
身体・療育・精神の手帳を新規に取得した人へ渡される「便利帳」で盲導犬の給付を紹介した
障害者週間にあわせて広報による啓発を実施
毎年 12 月頃の障害者週間の時期に、市の広報紙上に補助犬に対する理解・協力の文章を掲載している
補助犬の普及啓発のため、ポスター等の掲示
市ホームページに「身体障がい者補助犬をご存知ですか?」「障がいのシンボルマーク」を掲載している。
厚労省の「医療機関向けリーフレット」「一般向けリーフレット」「ステッカー」を市社会福祉施設連絡会共催事業「平成 26 年度第 2 回人材育成研修会」において、市内各法人に対し「一般向けリーフレット」をもとに案内を行っている。(H26 年 1 月 22 日付事務連絡にて厚生労働省より依頼)
市庁舎および市内各施設の入り口にて補助犬受入れの「ステッカー」を掲出し、補助犬使用者が安心して施設を利用できるよう配慮している。(2014)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法に基づく職員対応要領を作成し、平成 27 年 11 月から市職員に対する研修を複数回にわたり実施したが、その中で身体障害者補助犬についても説明した。 ・ 障害者差別解消法施行に向けて市内事業者から講師派遣を求められた際には、法の内容に加えて、身体障害者補助犬についても説明し、受入れを依頼した。(2015)
府の啓発活動の参加
医療機関や、ユーザーからの苦情があった飲食店等にリーフレットを配布し理解促進に努めている。また、年に 1 回、ひめじ福祉まつりというイベントがあり、そこで兵庫盲導犬協会の方に来ていただき、盲導犬を使ったパフォーマンス、グッズ販売を通して普及啓発に努めている。
補助犬同伴ステッカーや啓発リーフレットの配布。ポスターやステッカーの市庁舎(出先含む)や関連機関への掲示など
必要に応じてパンフレット、ステッカーを配布。

厚生労働省から送付されたパンフレット等を窓口に常設置する
2014年度は障がい者週間にあわせ、市の広報に補助犬の周知記事を掲載した
「身体障害者補助犬」について、市のホームページに掲載し、県のホームページとリンクさせている。
県身体障害者補助犬給付事業の周知（市広報）、パンフレット、シールの窓口設置 医療関係用パンフレット配布（H25）、啓発ポスター掲示
各窓口センター等に啓発用のポスター等を貼る
平成26年度は、市（点字図書館）、県身体障害者連合会主催の「便利グッズ即売会・福祉機器展示会、バリアフリー図書展示体験会」で盲導犬体験歩行、盲導犬セミナーを実施し、啓発を行った。 （2014）
視覚障害者向けのイベントで盲導犬協会職員の講演及び盲導犬体験歩行を実施し、啓発を行った （2015）
毎年、市内のライオンズクラブが盲導犬育成街頭募金を実施している
<ul style="list-style-type: none"> ・受付窓口に随時パンフレットの設置を行っている。 ・障害者週間のパネル展示にポスター掲示、チラシの設置を行った。（2014） ・障害者週間にあわせ、12月3日～6日まで補助犬ポスターの掲示、リーフレットの配布を行う。 （2015）
補助犬同伴ステッカー及びパンフレットの配布

【その他】

政令指定都市

相談支援事業（地域生活支援事業）として実施。身体障害者相談支援推進業務にて身体障害者補助犬に関する専門的な相談支援を実施

中核市

施設所管課への啓発活動を行いたい。

8. 「身体障害者補助犬法」等に関するご意見や、国に対する要望、質問等

政令指定都市

医療機関等に対して、補助犬受入れについての理解、啓発にさらに力を入れる必要があるように思います。また、各自治体の担当者が情報収集や情報交換ができる場(会議、セミナー)があればいいと思います。
パンフレットを自治体に配布して広く周知するだけでなく、マスコミを利用し広く補助犬法を浸透させ、受け入れ拒否がなくなるように啓発活動をお願いしたい。
補助犬の普及・啓発は地域を限った課題ではないと思いますので、引き続き全国的かつ効果的な広報・啓発を望みます。特に補助犬を利用することによって社会参加が促進され、障害のある人の人生が豊かになるようなイメージを強調する内容がふさわしいと感じます。
明確な原因は不明であるが、近年使用者数が減少傾向にある。予防接種や衛生管理に関する国からの補助があると使用者の増加が見込めるのではないかと

中核市

食品衛生法、医療法等への補助犬同伴受け入れに関する条項の追記および受け入れ拒否にかかわる罰則規定の創設
障害者差別解消法が施行され、補助犬の入店拒否なども差別にあてはまるので、身体障害者補助犬法について広く周知していく必要があると考えます
自治体において、補助犬ユーザーについて把握するのが困難であることから、各協会の貸与者について、本人からの同意があれば情報提供いただきたい
差別解消法もスタートし、補助犬ユーザーの方からも苦情相談を受け市で対応しております。苦情等の内容、それに対する対応方法等を集約したものと、今後の対応に役立つのではと思われまます。
「補助犬に関する問い合わせ状況」でも記入したとおり、補助犬の医療費の助成について、県では民間の支援者団体「ハーネスの会」が独自に助成を行っているが、基金も目減りしてきている状況であるとのこと。全国レベルで医療費助成のあり方を検討していただけるよう、貴法人が中心となり、国への働きかけをお願いしたい。

2015（H27）年度 補助犬育成補助事業実施実態調査結果（グラフ）

図1. 介助犬・聴導犬 過去9年間（盲導犬 8年間）に関する希望相談の有無：都道府県：（2007～2015年度）

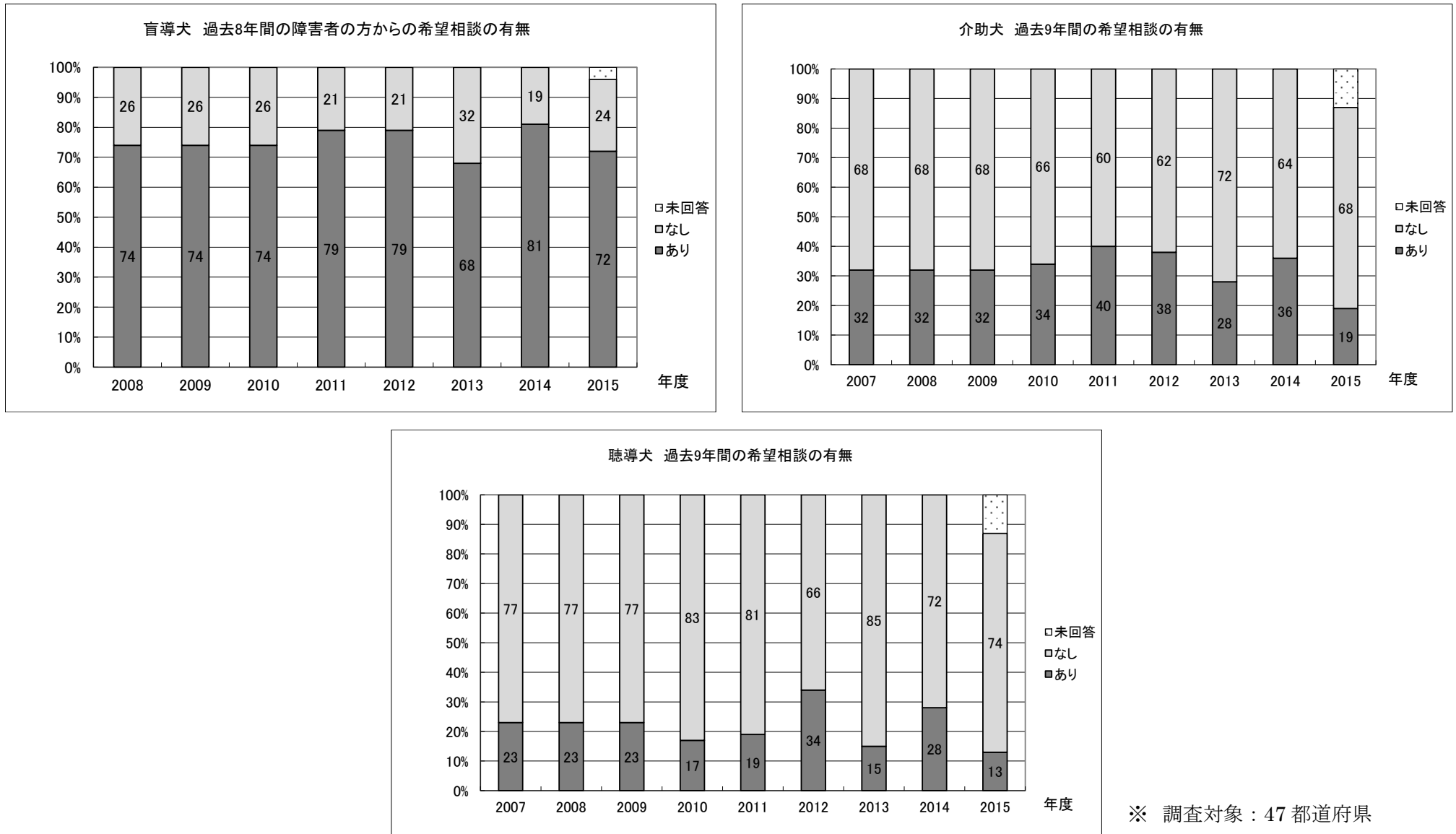


図2. 2015（H27）年度 身体障害者補助犬育成補助事業助成金

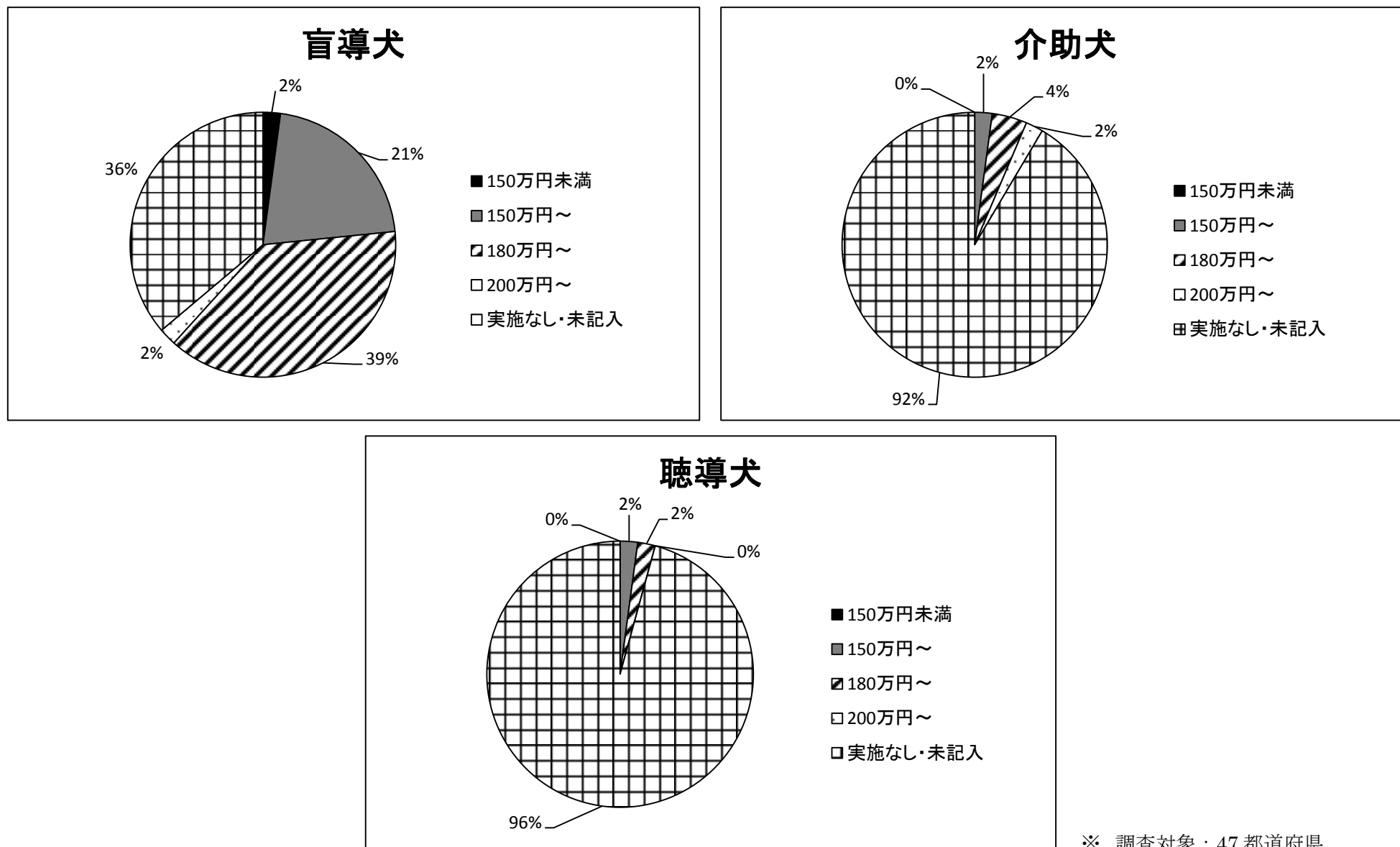
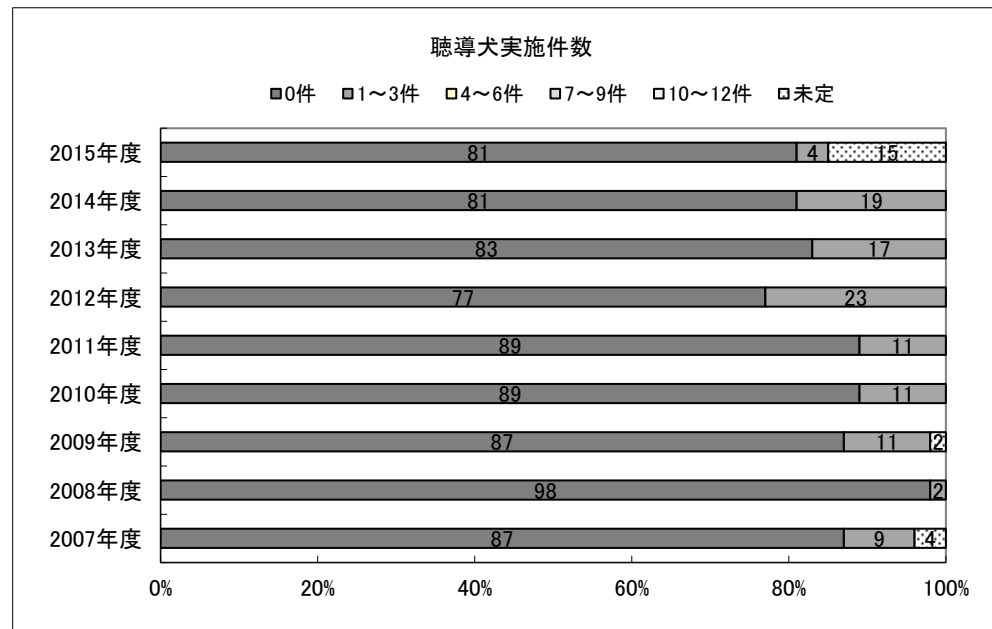
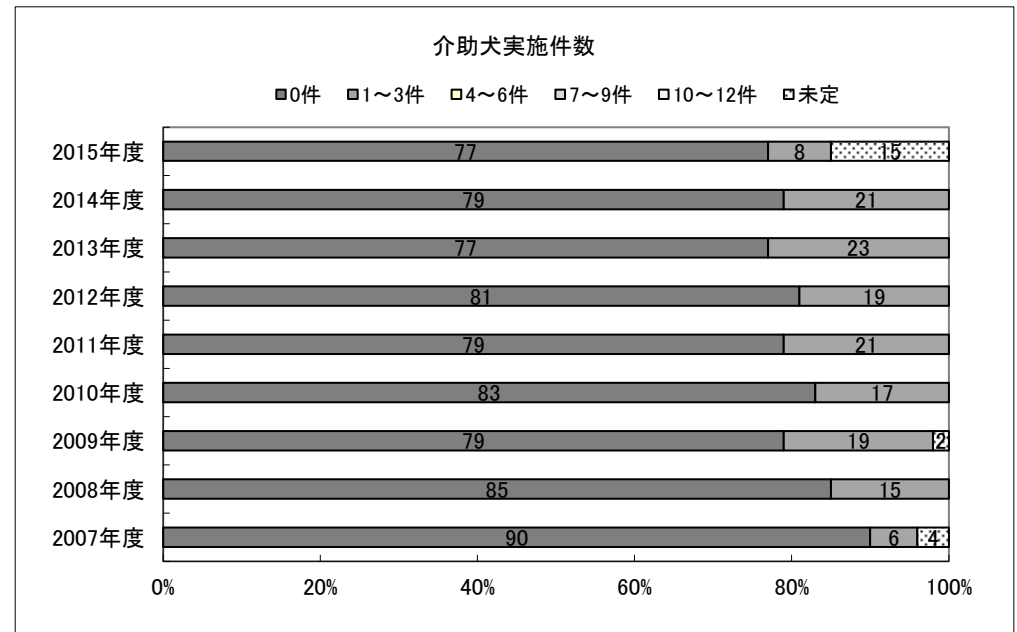
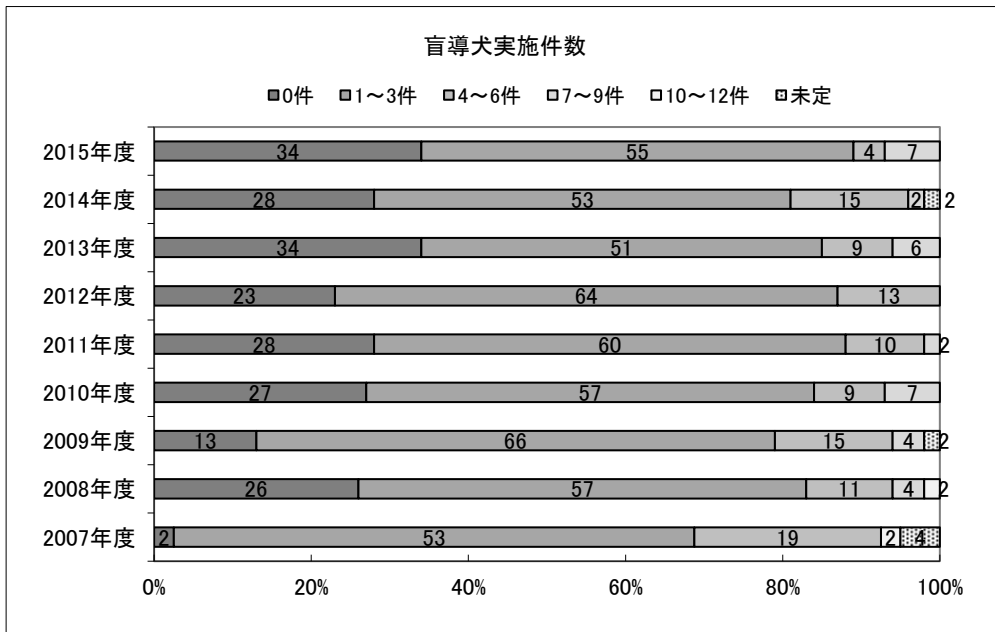


図3. 2007～2015（H19～H27）年度の補助犬育成補助事業実施件数



※ 調査対象：47都道府県

図4. 来年度（2016年度）に補助犬育成事業の実施予定はありますか？

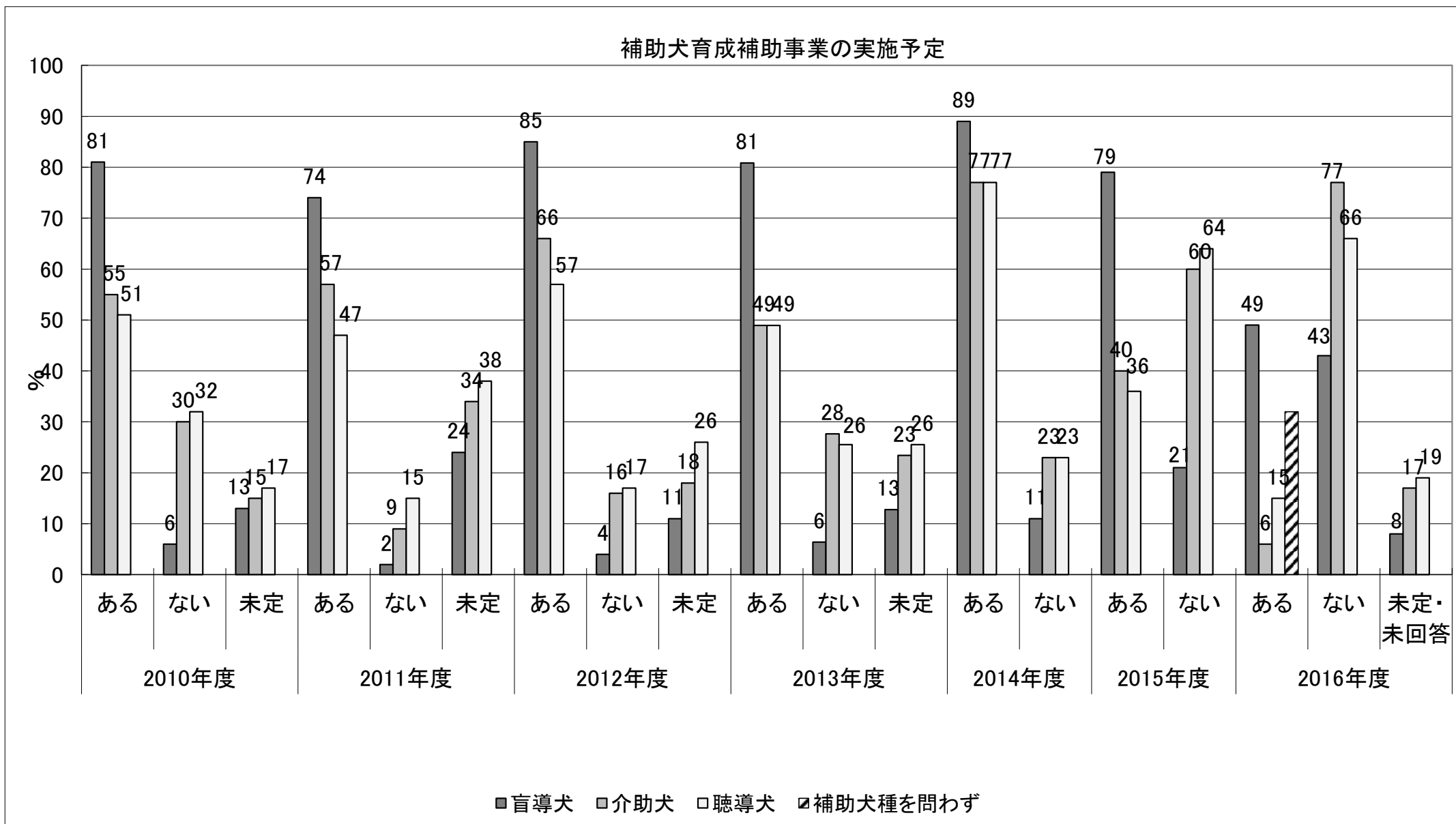


表1. 第二種社会福祉事業としての補助犬訓練事業届出 状況

	盲導犬		介助犬		聴導犬	
	事業者名	届出日	事業者名	届出日	事業者名	届出日
北海道	(公財) 北海道盲導犬協会	H13.4.1				
青森						
岩手						
宮城	(公財) 日本盲導犬協会仙台訓練センター	H.21.7.17				
秋田						
山形						
福島						
茨城	(一財) 全国盲導犬協会	不明	学校法人佐山学園アジア動物専門学校	不明	学校法人佐山学園アジア動物専門学校	不明
栃木	(公財) 東日本盲導犬協会	H5.5.12				
群馬						
埼玉					(一社) 日本聴導犬推進協会	H.27.5.29
千葉			(社福) 千葉県身体障害者福祉事業団	H.17.4.15		
東京	(公財) アイメイト協会					
神奈川県	(公財) 日本盲導犬神奈川訓練センター		横浜市総合リハビリテーションセンター	H.15.5.6	(特非) ウェルフェアポート湘南	H.15.4.1
	(公財) 日本補助犬協会横浜訓練センター		(公財) 日本補助犬協会	H.15.8.4	(特非) 聴導犬育成の会	H.15.4.2
	横浜市総合リハビリテーションセンター		(社福) 日本介助犬協会	H.15.8.25	横浜市総合リハビリテーションセンター	H.15.5.6
			(社福) アジアワーキングドッグサポート協会	H.15.9.29	(社福) アジアワーキングドッグサポート協会	H.15.9.29
			(特非) ウェルフェアポート湘南	H.16.4.1	(公財) 日本補助犬協会	H.16.1.28
新潟						
富山						
石川						
福井						
山梨			(社福) 日本介助犬福祉協会	H.17.8.12	(社福) 日本介助犬福祉協会	H.17.8.12
長野			(社福) 日本聴導犬協会	H.15.9.8	(社福) 日本聴導犬協会	H.15.9.8
岐阜			(特非) 日本動物介護センター	H.22.9.16		
静岡	(公財) 日本盲導犬協会	H18.10.1				
愛知	(社福) 中部盲導犬協会	不明	介助犬総合訓練センターシンシアの丘	H.21.3.26		
			(社福) 名古屋市総合リハビリテーション事業団	不明	(社福) 名古屋市総合リハビリテーション事業団	不明
三重						
滋賀					滋賀県聴覚障害者福祉協会	H.27.3.11
京都	(公財) 関西盲導犬協会	S.62.4.28	(特非) 京都ケアドッグステーション	H.16.1.9	(特非) 京都ケアドッグステーション	H.16.1.9
			京都介助犬トレーニングセンター	H.16.10.21	京都介助犬トレーニングセンター	H.16.10.21
			京都アシスタントドッグ育成協会	H.18.9.28		
大阪	(社福) 日本ライトハウス	H.13.4.2				
兵庫	(社福) 兵庫盲導犬協会	不明	(社福) 兵庫県社会福祉事業団	不明	(社福) 兵庫県社会福祉事業団	不明
			(社福) 兵庫盲導犬協会	不明	(社福) 兵庫盲導犬協会	不明
			(特非) 兵庫介助犬協会	不明		
奈良			日本サポートドッグ協会	H.15.11.21	日本サポートドッグ協会	H.15.11.21
			(特非) 近畿介助犬訓練所	不明		
和歌山						
鳥取						
島根	(公財) 日本盲導犬協会島根あさひ訓練センター	H20.10.1				
岡山						
広島						
山口						
徳島					(特非) ボランティアドッグ育成センター	H.16.4.1
香川						
愛媛			えひめドッグスクール	H.21.12.9	Dog for Life Japan	H.24.10.1
			Dog for Life Japan	H.24.10.1		
高知						
福岡	(公財) 九州盲導犬協会	H21.10.30	(特非) 九州補助犬協会	H.18.9.22	(特非) 九州補助犬協会	H.18.9.22
佐賀						
長崎					聴導犬育成協会	H.15.4.1
熊本			(特非) 介助犬協会キスマット	H.21.6.1		
大分						
宮崎						
鹿児島					(特非) Earth Angel Dog	H.16.9.14
沖縄						

※最新の届出状況に関しましては、厚労省 HP 内のほじょ犬情報ページをご参照くださいませ。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/html/b01.html>

表2. 2015 (H27) 年度 補助犬育成事業 実施件数・助成額 (都道府県別)

	盲導犬		介助犬		聴導犬	
	実施件数	助成額	実施件数	助成額	実施件数	助成額
北海道	7	1,800,000	未回答		未回答	
青森	2	1,800,000	0		0	
岩手	1	1,500,000	0		0	
宮城	0		0		0	
秋田	0		0		0	
山形	1	1,830,000	0		0	
福島	1	1,500,000	未回答		未回答	
茨城	1	1,855,000	0		0	
栃木	2	1,600,000	未回答		未回答	
群馬	1	1,782,000	0		0	
埼玉	7	1,984,500	0		0	
千葉	0		1	1,890,000	0	
東京	9	1,984,500	1	1,984,500	0	
神奈川	2	1,910,800	1	1,650,000	0	
新潟	4	1,890,000	0		0	
富山	1	600,000	0		0	
石川	2	1,890,000	0		0	
福井	0		0		0	
山梨	1		0		0	
長野	4	1,944,000	0		0	
岐阜	1	1,500,000	0		0	
静岡	3	1,984,500	未回答		未回答	
愛知	3	1,500,000	0		0	
三重	1	1,500,000	0		0	
滋賀	2	1,500,000	未回答		未回答	
京都	1	1,500,000	0		1	1,500,000
大阪	0		0		0	
兵庫	3	1,890,000	0		0	
奈良	0		0		0	
和歌山	0		0		0	
鳥取	0		0		0	
島根	2	1,890,000	0		0	
岡山	1	1,944,000	0		0	
広島	2	1,944,000	0		0	
山口	2	1,890,000	未回答		未回答	
徳島	0		0		0	
香川	0		0		0	
愛媛	0		0		1	1,944,000
高知	0		0		0	
福岡	2	1,500,000	0		0	
佐賀	0		0		0	
長崎	0		0		0	
熊本	0		0		0	
大分	1	1,890,000	0		0	
宮崎	1	2,007,000	0		0	
鹿児島	1	1,890,000	0		0	
沖縄	0		1	2,000,000	0	
合計	31県/72件		4県/4件		2県/2件	

表3. 2016 (H28) 年度 補助犬育成補助事業の実施予定件数・予定額 (都道府県別)

※ (頭数): 補助犬の種類は指定せず

	盲導犬						介助犬						聴導犬					
	ある	頭数	助成額	ない	未定	回答無	ある	頭数	助成額	ない	未定	回答無	ある	頭数	助成額	ない	未定	回答無
北海道	○	7	1,800,000								○							○
青森	○	1	1,984,500							○						○		
岩手	○	※2	1,500,000				○	※2	1,500,000				○	※2	1,500,000			
宮城	○	※	30,000,000				○	※					○	※				
秋田	○	1	1,500,000				○	1	1,500,000							○		
山形	○	※1	1,830,000				○	※1	1,830,000				○	※1	1,830,000			
福島	○	1	1,500,000								○							○
茨城	○	1	1,984,500							○						○		
栃木	○	1	1,600,000					1	1,600,000	○								○
群馬	○	※2	1,782,000				○	※2	1,782,000				○	※2	1,782,000			
埼玉	○	6	1,984,500							○			○	1	1,501,500			
千葉	○	※1	2,000,000				○	※1	2,000,000				○	※1	2,000,000			
東京	○	※12	未記入				○	※12	未記入				○	※12	未記入			
神奈川	○	1	1,910,520							○			○	2	1,470,000			
新潟				○						○			○	1	1,890,000			
富山	○	1	600,000							○						○		
石川	○	1	1,890,000							○			○	1	1,890,000			
福井				○						○						○		
山梨	○	未記入	未記入							○						○		
長野	○	4	1,944,000							○						○		
岐阜					○						○						○	
静岡	○	※8	1,984,500				○	※8	1,984,500				○	※8	1,984,500			
愛知	○	※5	1,500,000				○	※5	1,500,000				○	※5	1,500,000			
三重				○			○	1	1,500,000							○		
滋賀	○	1	1,500,000							○			○	1	1,500,000			
京都	○	1	1,500,000								○						○	
大阪				○						○						○		
兵庫	○	3	1,890,000								○							○
奈良	○	2	1,890,000							○			○	1	1,500,000			
和歌山				○						○			○	1	1,944,000			
鳥取	○	1	1,944,000							○						○		
島根	○	1	1,890,000							○						○		
岡山	○	未回答	1,944,000							○						○		
広島	○	3	1,944,000						2,220,000		○			1,944,000			○	
山口	○	※2	1,890,000				○	※2	1,890,000				○	※2	1,890,000			
徳島	○	※1	1,944,000				○	※1	1,944,000				○	※1	1,944,000			
香川	○	1	1,944,000							○						○		
愛媛	○	※1	1,944,000				○	※1	1,944,000				○	※1	1,944,000			
高知					○						○						○	
福岡	○	※3	1,500,000				○	※3	1,500,000				○	※3	1,500,000			
佐賀				○						○						○		
長崎	○	1	1,530,000							○						○		
熊本				○						○						○		
大分	○	1	1,890,000							○						○		
宮崎	○	※2	2,007,000				○	※2	2,007,000				○	※2	2,007,000			
鹿児島	○	※3	1,944,000				○	※3	1,944,000				○	※3	1,944,000			
沖縄	○	※1	2,000,000				○	※1	2,000,000				○	※1	2,000,000			

表 4. 都道府県における補助犬育成補助事業の助成金交付先について

	盲導犬		事業者名 介助犬		聴導犬	
	指定事業者	委託団体	指定事業者	委託団体	指定事業者	委託団体
北海道						
青森						
岩手			未記入		未記入	
宮城						
秋田						
山形		訓練施設の所在地等の要因を基に委託先を選定し、事業者と随意契約を締結		訓練施設の所在地等の要因を基に委託先を選定し、事業者と随意契約を締結		訓練施設の所在地等の要因を基に委託先を選定し、事業者と随意契約を締結
福島						
茨城			未記入		未記入	
栃木			未記入		未記入	
群馬						
埼玉						
千葉						
東京						
神奈川						
新潟						
富山		富山視覚障害者協会	未記入		未記入	
石川		(公財)アイメイト協会	未記入		未記入	
福井		未記入	未記入		未記入	
山梨			未記入		未記入	
長野						
岐阜						
静岡						
愛知						
三重						
滋賀						
京都						
大阪		状況に応じて異なる		状況に応じて異なる		状況に応じて異なる
兵庫						
奈良						
和歌山						
鳥取		(公財)鳥取県視覚障害者福祉協会	未記入		未記入	
島根		島根ライトハウス	未記入		未記入	
岡山						
広島		広島県障害者社会参加推進センター ※再委託⇒広島ハーネスの会(広島市内の視覚障害者)、広島県視覚障害者団体連合会(広島市以外の障害者)		広島県障害者社会参加推進センター ※再委託⇒広島ハーネスの会(広島市内の視覚障害者)、広島県視覚障害者団体連合会(広島市以外の障害者)		広島県障害者社会参加推進センター ※再委託⇒広島ハーネスの会(広島市内の視覚障害者)、広島県視覚障害者団体連合会(広島市以外の障害者)
山口						
徳島		(公財)徳島の盲導犬を育てる会		(特非)ボランティアドッグ育成センター		(特非)ボランティアドッグ育成センター
香川	(福)日本ライトハウス		希望者があったときに選定		希望者があったときに選定	
愛媛		実績や対象者の希望を勘案しその都度決定		実績や対象者の希望を勘案しその都度決定		実績や対象者の希望を勘案しその都度決定
高知		(公財)高知県身体障害者連合会		(公財)高知県身体障害者連合会		(公財)高知県身体障害者連合会
福岡	(公財)九州盲導犬協会		(特非)九州補助犬協会		(特非)九州補助犬協会	
佐賀						
長崎						
熊本						
大分		大分盲導犬協会		未記入		未記入
宮崎						
鹿児島						
沖縄		申請者の調査を行い協議のうえ決定		申請者の調査を行い協議のうえ決定		申請者の調査を行い協議のうえ決定
計	2	11	2	6	2	6

表5. 都道府県の助成候補者の決定にかかわる調査・評価委託事業について

	調査委託	事業者名	評価委託	事業者名
北海道	なし		なし	
青森	なし		なし	
岩手	なし		なし	
宮城	なし		なし	
秋田		北海道盲導犬協会 日本補助犬協会		北海道盲導犬協会 日本補助犬協会
山形	なし		なし	
福島	なし		なし	
茨城	なし		なし	
栃木		東日本盲導犬協会	なし	
群馬	なし			希望者が選んだ訓練事業者
埼玉		申請者が希望した訓練事業者 (市町村の意見書で疑義があった場合)	なし	
千葉	なし		なし	
東京		申請者が希望する訓練事業者		申請者が希望する訓練事業者
神奈川	なし		なし	
新潟	なし		なし	
富山		富山視覚障害者協会	なし	
石川	なし	なし	なし	
福井	なし	なし	なし	
山梨	なし	なし	なし	
長野	なし	なし	なし	
岐阜	なし	なし	なし	
静岡		静岡県補助犬支援センター		静岡県補助犬支援センター
愛知	なし	なし	なし	
三重	なし	なし	なし	
滋賀	なし	なし	なし	
京都	なし	なし	なし	
大阪	なし	なし	なし	
兵庫		候補者の決定は、医師(眼科・整形外科・耳鼻咽喉科)、獣医師、補助犬育成団体関係者により構成する審査委員会で行っている。 特に候補者の状態を調査する必要がある場合は、委員会の委員を派遣している。		候補者の決定は、医師(眼科・整形外科・耳鼻咽喉科)、獣医師、補助犬育成団体関係者により構成する審査委員会で行っている。 特に候補者の状態を調査する必要がある場合は、委員会の委員を派遣している。
奈良	なし		なし	
和歌山	なし			日本補助犬協会
鳥取		鳥取県視覚障害者福祉協会		鳥取県視覚障害者福祉協会
島根		島根ライトハウス		島根ライトハウス
岡山		岡山県身体障害者福祉連合会		岡山県身体障害者福祉連合会
広島		広島県障害者社会参加推進センター ※再委託⇒広島ハーネスの会(広島市内の視覚障害者)、広島県視覚障害者団体連合会(広島市以外の障害者)		広島県障害者社会参加推進センター ※再委託⇒広島ハーネスの会(広島市内の視覚障害者)、広島県視覚障害者団体連合会(広島市以外の障害者)
山口	なし		なし	
徳島		補助犬育成の委託事業者	なし	
香川		日本ライトハウス		日本ライトハウス
愛媛	なし		なし	
高知	なし		なし	
福岡	なし		なし	
佐賀	なし		なし	
長崎	なし		なし	
熊本	なし		なし	
大分		大分盲導犬協会	なし	
宮崎	なし		なし	
鹿児島	なし		なし	
沖縄	なし		なし	
合計	33	14	36	11

自由記載事項の回答：まとめ

補助犬育成補助事業実施実態調査：都道府県		補助犬同伴の受け入れ状況等に対する実態調査：政令指定都市・中核市	
補助犬に関する問い合わせの具体的な内容			
訓練事業者に関するもの紹介や相談		訓練事業者に関するもの紹介や相談	
盲導犬	件数	盲導犬	件数
補助犬希望者が貸与条件に合致しているか	1	補助犬貸与に関する相談	1
代替え申請の問い合わせ	3	盲導犬を使用したい/給付に関する手続き	7
補助犬を持つための方法	5	補助犬受け入れの際の注意点	2
飼い犬を補助犬にできるかという問い合わせ	1	飼い犬を補助犬にできるかという問い合わせ	1
介助犬		介助犬	
補助犬の使用者の要件	2	受け入れの際の注意点	1
代替え申請の問い合わせ	1		
補助犬利用の申請方法	2		
聴導犬		聴導犬	
補助犬希望の問い合わせ/補助犬が欲しい	4	代替え犬を希望	1
飼い犬を補助犬にできるかという問い合わせ	1	補助犬給付事業の申請方法の問い合わせ	1
		受け入れの際の注意点	1
資料請求		資料請求	
盲導犬		盲導犬	
リーフレット・ステッカーの配布（障害者団体など）	2	啓発資料やステッカーの配布希望（公共施設から）	1
県や市町村単位の補助犬稼働状況	3	自分が良く利用するお店などへの制度周知の希望	1
県の補助犬関係機関	1	県の補助犬貸付制度利用希望や手続きなど	1
研究目的のための詳細な資料請求	1		
聴導犬		聴導犬	
補助犬を利用したいがまずは資料が欲しい	1		
その他		その他	
盲導犬		盲導犬	
補助犬表示のない犬のバス利用への対応（バス）	1	盲導犬貸与予定の方から助成金有無の問い合わせ	1
被虐待の補助犬の保護、ユーザーの不良な取り扱い	2	定期健診事業などに関わる問い合わせ	2
県庁舎内に補助犬用トイレ設置の要望	1	リタイヤ・申請取り下げ・医療費助成の問い合わせ	1
補助犬育成のための募金の方法	1	歯科医院から受け入れの問い合わせ：受け入れマニュアル等	1
イベントでの盲導犬体験の企画相談	1	使用者の盲導犬の扱いが良くないという連絡	1
その他：野犬への対応/使用者/補助犬死亡事故のお別れ会	2	使用者から盲導犬貸与開始の報告	1
介助犬		介助犬	
補助犬に関する相談先の問い合わせ	1	交通費や宿泊費の補助（道内に訓練事業所がない）	1
広報の要望	1	定期健診事業などに関わる問い合わせ	1
寄付を検討中（育成費用などの問い合わせ）	1	飼い犬（非認定の介助犬）への補助犬ステッカーが欲しい	1
介助犬訓練士の資格に関する問い合わせ	1	補助犬導入の際の助成金について問い合わせ	1
聴導犬		聴導犬	
聴導犬を助成対象とすることへの要請	1		
イベント配布用のリーフレットが欲しい：ろうあ協会	1		
同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談		同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	
盲導犬		盲導犬	
飲食店での入店拒否	12	飲食店への入店拒否（他客の不同意で店側が他席確保不可となり、同伴拒否と誤解された）	1
病院で入り口に預けることを指導された	3	飲食店で拒否	8
タクシーへの乗車拒否	5	タクシーで拒否	1
ホテルで受け入れ拒否：予約時など、指導依頼	4	宿泊施設での宿泊拒否の苦情	2
詳細不明の受け入れ拒否に関する相談	3	入店や利用の拒否に関する苦情や対応依頼	8
その他の拒否：寺社・プール・乗船・コンサートチケット	4	その他の拒否：サファリパーク・サファリパーク・美容・貸し	5
購入など（動物アレルギーや毛が落ちるなど		スタジオなど	

<p>レンタカーで間接的な同伴拒否：清掃費の要求 福祉施設での調理教室（イベント）時の待機場所が満ちており不安</p>	1 1	<p>コンビニ店・旅館内レストランなどで受け入れ拒否 パピーウォーカーとパピーへの入店拒否の是非について問い合わせと当該店への指導依頼 菓子店のお茶会で入店制限 支援者団体の要望書：排泄場所設置・寺施設での受け入れ・職員用対応要領と事業者向け対応指針の制定・啓発活動強化・相談窓口周知・治療費補助制度創設等</p>	1 1 1 1
<p>介助犬</p>		<p>介助犬 救急隊から救急病院で同伴拒否があったと相談 知人の介助犬を借用（補助犬表示なし）して市関連施設を訪れた時に警備員の対応が非常に悪かった</p>	1 1
<p>聴導犬 飲食店での入店拒否</p>	3	<p>聴導犬</p>	
<p>その他の苦情 盲導犬</p>		<p>その他の苦情 盲導犬 市政だよりも飲食店への入店拒否の挿絵を掲載したが、市民の方から「同伴は衛生上問題があり、やむなく断っている店まで一括りにされる」と意見あり</p>	1 1
<p>宿泊施設は補助犬への理解を深め受け入れて頂きたい</p>	1		
<p>補助犬受け入れの実行力を付けるため強い指導が必要（拒否事業所名の公表など）</p>	1		
補助犬相談窓口（存在・目的・業務内容）に関する市民への普及啓発活動			
<p>庁内・県関係機関・学校・警察等や障害者に関するパネル展でパンフ、ステッカー、補助犬マーク、パネルを掲示</p>	4	<p>市が作成した「障害者福祉ガイド」に記事を掲載</p>	12
<p>障害者差別解消法への職員対応要項に補助犬制度を記載</p>	1	<p>市民宛に配布している広報紙</p>	6
<p>県HPに掲載し普及啓発</p>	16	<p>市HPで記載</p>	14
<p>企業（旅館や銀行）への補助犬シール配布</p>	1	<p>市民対象の補助犬セミナーを獣医師会の無料健康診断と合わせて開催</p>	1
<p>県と民間企業（コンビニや銀行）との連携：定期的な情報発信コーナーの活用</p>	1	<p>市民への各種の案内媒体（冊子版、点字版、DAISY版、Web版など）で啓発</p>	1
<p>補助犬情報デスクを設置（NPOへ委託）し、イベント、学校訪問などで周知啓発（126回）</p>	1	<p>当該課に相談窓口を設置し苦情などへ対応し店舗や会社などへの問い合わせや指導していることを掲示</p>	1
<p>訓練事業者主催のイベントへの広報による協力</p>	1	<p>窓口に補助犬に関するリーフレット配置とポスター提示</p>	4
<p>補助犬給付時や貸付者募集に合わせて市町村関係機関、県政記者、新聞、ラジオ、広報紙などで周知</p>	2	<p>庁舎内掲示板や入り口と窓口、関係機関へパンフレット配布とポスター・ステッカーを掲示</p>	3
<p>福祉施策パンフレット（福祉のしおりや障害者福祉の手引き）、パンフレット、ステッカーの配布</p>	5	<p>イベントなどでリーフレットやパンフレットを配布し、ポスターを掲示</p>	7
<p>福祉イベントの後援とイベントなどでパンフやリーフレット配布・ポスター掲示・DVD映像を流す</p>	7	<p>希望者へ補助犬紹介DVDを貸し出し</p>	1
<p>広報番組（テレビ、ラジオ）、広報紙による広報（随時）</p>	5	<p>厚労省からのポスターと資料を配布</p>	1
<p>各種の研修会（食品衛生責任者講習会など）で啓発</p>	3	<p>市民対象のラジオ放送</p>	1
		<p>飼育費助成事業などの紹介を通じて補助犬の相談に対応</p>	1
		<p>府の啓発活動に参加</p>	1
		<p>広報での補助犬希望者募集時に窓口の記事を掲載</p>	2
		<p>厚労省パンフレットに障害支援課窓口の電話を明記</p>	1
		<p>新聞広告（市政スポット）への掲載</p>	1
補助犬法や補助犬に関する独自の取り組み			
<p>助成施策</p>		<p>助成施策</p>	
<p>補助犬健康管理支援事業（獣医師会：年2回）を助成（健康診断・狂犬病予防注射・フィラリア予防注射など）</p>	7	<p>補助犬飼料給付事業で市が負担（所得制限あり）</p>	6
<p>民間企業の盲導犬育成資金（年2頭分）の寄付などにより育成のための必要経費を助成</p>	3	<p>補助犬医療証を発行し市内獣医師会施設での健診や医療費用を市が負担</p>	6
<p>身体障害者連合会による共同訓練旅費助成（1往復分）</p>	1	<p>登録手数料免除（登録申請手数料・鑑札再交付手数料、狂犬病予防注射手数料・狂犬病予防注射済票等）</p>	9

		補助犬給付事業（高松）	3
		共同訓練補助金（往復交通費）	1
啓発方法など		啓発方法など	
県と企業（コンビニ・銀行等）との連携で情報発信コーナーを活用（コンビニ等から県作成チラシの配布）	2	イベントなどでポスター掲示やパンフレット配布	5
自治体の情報番組や広報ラジオで補助犬を定期的には放送啓発	2	医師会への普及啓発の協力依頼を実施	1
県HPで普及啓発：補助犬の日などで県Twitterに記事掲載。	7	市の封筒の裏面に補助犬啓発用の広告を掲載	1
県の広報媒体（広報紙・TVなど）を利用して普及啓発活動	2	市内の飲食店などへ受け入れに関する周知文を送付	1
点字図書館へ「厚労省補助犬パンフ」とデিজィー作成を依頼	1	市庁舎と市内各施設・医療機関の入り口、支庁内の売店に受け入れステッカーやポスターを掲示	4
し市町村や関係機関に配置	1	事業所などへ補助犬同伴ステッカー・パンフレットの配布	11
補助犬の日に庁舎内にポスター掲示とパンフレット配布	2	医師会を通じて市内の医療機関へ医療機関周知用リーフレット、ステッカーを配布	3
ポスター・リーフレット・ステッカーを市町村と関係機関、学校、警察、病院、銀行、食品衛生団体（飲食店等）、映画館、旅館、ホテル、薬局などに送付	11	商店会連合会の理事会にポスター、ステッカーなどを配布	1
入店拒否事案を受けて県内の全ての道の駅にリーフレットとステッカーを配布	1	各小学校と行政センターへパンフレット配布	1
障害者週間に合わせて公共交通事業者や観光関連団体へ同伴ステッカーやパンフを配布し普及啓発活動	1	医療機関や苦情のあった飲食店などへリーフレットを配布し、理解促進に努めている	1
盲導犬使用者と盲導犬が交通安全運動に参加し障害者の安全確保や補助犬への理解を呼びかけた	2	市と社会福祉団体主催の人材育成研修会や飲食業団体への補助犬法説明会において、リーフレット・パンフレット・ステッカー配布を依頼し市内各法人に周知した	2
訓練事業者主催イベントへの広報による協力	1	飲食店・旅館の営業許可を審査する部署において、リーフレットやステッカー配布による啓発活動を実施	1
障害者週間パネル展で訓練事業者の協力を得て啓発活動	1	飲食店などの営業許可更新説明会で「補助犬もつとしてBook」と啓発ステッカーを配布	2
イベントでのアトラクションや体験ブース、舞台でのデモンストレーションなどを展開	10	ライオンズクラブによる盲導犬育成募金活動に対して協力（JRへ募金箱設置場所の提供の依頼など）	2
イベント等で随時パンフレット、ステッカー、リーフレット、施行10周年記念クリアファイルなどの配布を依頼	3	食品衛生指導員部会で指導員向けに説明：補助犬もつとしてBookと啓発ステッカーを配布し啓発依頼	1
関係団体や訓練事業者主催のイベントの後援を通して啓発	2	商工会議所の会員向け会報誌に補助犬理解促進チラシ（厚労省作成）を挟むことで周知を図る予定	1
相談窓口「補助犬インフォメーションデスク」を設置し啓発と理解促進を進めた（当事者によるNPOに委託）	1	補助犬関連団体による普及啓発イベントへの市後援名、障害者関係団体へ周知と案内を実施	3
補助犬普及協会へ委託し使用者・補助犬関連団体・ボランティア協会などと共に拒否解消や啓発普及	1	補助犬受け入れマニュアル作成と職員への周知	1
10周年イベントとして庁内で補助犬PRを実施（来庁者に補助犬の活動紹介、補助犬の職場訪問など）	1	市庁舎内で普及啓発と体験イベントの実施	1
イベント開催時や研修会にてパンフレット配布やパネル展示を行った	2	市の障害者福祉ガイドで同伴ステッカーを紹介し補助犬への理解の周知	1
ショッピングモールなどで補助犬デモンストレーションなどを実施（訓練事業者へ委託）	1	市HPで補助犬紹介と補助犬マーク掲載	8
デパートの飲食店での同伴拒否を受け食品衛生協会を通して食品関係事業者への啓発活動	1	広報で補助犬紹介と補助犬マーク掲載（障害者週間など）	8
学校（小学校や大学など）へ普及啓発活動	2	市民新聞の全市版に「補助犬マーク」の啓発記事を掲載	1
人権啓発行事で補助犬貸与式と補助犬デモンストレーションを実施	1	小中高校、企業への補助犬法についての教室開催	3
市町村や関係職員への研修資料や補助犬講習会（新職員や衛生管理業務に関わる保健所職員向けなど）	2	市庁舎内の市民ギャラリーや障害者週間でのパネル展示	4
食品衛生指導員養成講習会にて補助犬受け入れを啓発普及	3	同伴ステッカーの掲示やガイドブックの配架（厚労省）、希望者への配布を実施	6
食品衛生責任者講習会のテキストに掲載	1	障害者差別解消協議会で情報提供を行った	1
飲食店の新規営業許可申請時と更新時にリーフレットとステッカーを配布	1	差別解消法に基づく職員対応要領を作成し市職員への研修を	1
飲食店従業員などへの普及啓発活動	1		

書店、飲食店、ホテルなどの同業組合に補助犬法の趣旨を周知	1	数回実施：補助犬についても説明	2
障害者差別解消法への職員対応要項に補助犬を記載	1	差別解消法施行に向けて市内事業者への講師派遣では補助犬についても説明し受け入れを依頼した	2
3市の補助犬担当窓口の担当者とユーザーとの意見交換会を実施	1	補助犬啓発のためポスターなどの掲示	9
苦情相談窓口担当職員のスキルアップ目的で苦情処理情報の共有化体制を整備した	1	イベントで盲導犬の基礎知識、ユーザー体験談話、盲導犬との体験歩行、補助犬デモンストレーションを実施	1
		府の啓発活動に参加した	1
		「補助犬ふれ合い教室」を4団体にて開催	1
		障害者週間で神戸新聞全県版に「補助犬に関する記事」と「白杖に関する記事」を全7段で掲載	1
		身体・療育・精神の手帳を新規に取得した人に手渡される「便利帳」で「補助犬給付」について紹介	1
その他		その他	
県の後援で関係団体が補助犬普及啓発イベントを実施する際にはチラシを市町村などへ配布し掲示を依頼	1	相談支援事業（地域生活支援事業）として補助犬に関する専門的な相談支援を実施	1
3種の補助犬の各障害者協会（介助犬は脊損者協会）と連携し情報交換などを実施（連絡協議会は未設置）	1	施設所管課への啓発活動を行いたい	1
徳島県の交通死亡事件を受け視覚障害者の通行に関する注意喚起をプレスリリースしHPに掲載	1		
盲導犬とユーザーの交通死亡事故を受け障害者の交通安全について国へ政策を提言した	1		

補助犬法などに関する意見や国に対する要望・質問など

「飲食店で同伴拒否された」という虚偽の相談や威圧的暴言で何度も苦情を繰り返すユーザーの行為は、補助犬や障がい者への偏見や誤解を招くのでユーザーのモラル向上が必要。	1	医療機関などに対して補助犬受け入れの理解・啓発にさらに力を入れるべきだ。	1
厚労省HPに都道府県別の補助犬実働頭数が掲載されているが、県内の詳細な状況を把握するためユーザーに関する情報提供が欲しい。	1	パンフレットを自治体に配布するだけでなくマスコミを利用して広く補助犬法を浸透させ、受け入れ拒否が無くなるような啓発活動をお願いしたい。	1
他自治体からの転入者情報が入らないためユーザー数が不明（給付実績がある訓練事業者からは転入情報が入る）。転出入時は自治体に報告する仕組みがあると良い。	1	引き続き全国的かつ効果的な広報・啓発を望む。特に補助犬利用により社会参加が促進され人生が豊になるようなイメージを強調する内容が相応しい。	1
県では稼働頭数を把握しきれないため詳細なデータを示して欲しい。	1	各自自治体担当者が情報収集や情報交換できる場（会議やセミナー）があれば良い。	1
地域生活支援事業（補助犬育成補助事業）の国庫補助額（1/2）の確保。	1	障害者差別解消法が施行され同伴拒否なども差別にあてはまる。補助犬法を広く周知する必要がある。	1
引退補助犬で国に報告されていないケースが見受けられるため、訓練事業者やユーザーに対して制度や手続きについての周知を徹底した方が良い。	1	近年補助犬使用者が減少傾向にある。予防接種や衛生管理に関する国からの補助があると使用者が増加すると見込めるのではないかと。	1
差別解消法に伴い障害者への合理的配慮に関する問い合わせが増えると思われる。入店拒否では、他客の理解が得られない場合など、接客への苦慮が生じることもある。補助犬が来店した場合の具体的な対応マニュアルが必要だ。	1	食品衛生法や医療法などへの補助犬受け入れに関する条項の追記および受け入れ拒否にかかわる罰則制度の創設。	1
身体障害者援護の実施主体は市町村であるので、補助犬給付についても市町村を実施主体にし財源を自立支援給付費とすることが望ましい。	1	自治体では補助犬使用者について把握するのが困難なので、各協会の貸与者について本人の同意があれば情報提供いただきたい。	1
犬が嫌いな客がいる場合の飲食店や入浴施設での具体的対応。	1	差別解消法が施行され、使用者から苦情相談を受け市で対応している。苦情などの内容とそれへの対応方法を集約したものがあれば今後の対応に役立つと思う。	1
補助犬ステッカーではガラスの屋内側に貼り付ける内張りステッカーも国から配布して欲しい	1	補助犬医療費助成の在り方について、全国レベルで検討して頂けるように国への働きかけを行って頂きたい。	1
飲食業、宿泊業向けのリーフレットを作成して欲しい	1		

平成 27 年度（2015 年度）調査 <都道府県>

補助犬育成補助事業実施実態調査

ご多忙の折とは存じますが、 月 日 ()までにE-mailまたはFAXでご返信下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。(返信先E-mail:chousa.jsdrc@gmail.com FAX番号:045-275-7771)

都道府県 _____
担当課名 _____ 部署 _____
担当者氏名 _____ [どちらかに○:専任・兼任] 専任 _____ 名 兼任 _____ 名
電話 _____ FAX _____
今後の連絡先 e-mail _____

1. 貴都道府県に使用者はいますか? (どちらかに○:助成対象のみ、助成対象外含む)

盲導犬: a. いる (_____ 人) b. いない c. 不明
介助犬: a. いる (_____ 人) b. いない c. 不明
聴導犬: a. いる (_____ 人) b. いない c. 不明

2. 平成 27 年度（2015 年度）に貴都道府県内に第二種社会福祉事業の届出を新たに行った訓練事業者はありますか? 訓練事業者がある場合、その届出日もご記入下さい。

(※厚労省ほじょ犬HP参照 → <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/html/b01.html>)

盲導犬: a. ある
訓練事業者名 (_____) 届出日 (_____ 年 _____ 月 _____ 日)
訓練事業者名 (_____) 届出日 (_____ 年 _____ 月 _____ 日)
b. ない
介助犬: a. ある
訓練事業者名 (_____) 届出日 (_____ 年 _____ 月 _____ 日)
訓練事業者名 (_____) 届出日 (_____ 年 _____ 月 _____ 日)
b. ない
聴導犬: a. ある
訓練事業者名 (_____) 届出日 (_____ 年 _____ 月 _____ 日)
訓練事業者名 (_____) 届出日 (_____ 年 _____ 月 _____ 日)
b. ない

3. 平成 27 年度（2015 年度）の補助犬の希望者はいましたか? 希望者がいた場合には件数をご記入願います。

盲導犬: a. 希望者数 _____ 件 b. 希望者なし
介助犬: a. 希望者数 _____ 件 b. 希望者なし
聴導犬: a. 希望者数 _____ 件 b. 希望者なし

4. 平成 27 年度（2015 年度）の補助犬育成補助事業の実施件数をご記入願います。

盲導犬: a. 実施件数 _____ 件 (助成額 _____ 円/1頭) b. 実施していない

介助犬： a. 実施件数 件（助成額 円／1頭） b. 実施していない
 聴導犬： a. 実施件数 件（助成額 円／1頭） b. 実施していない

5. 平成28年度（2016年度）の補助犬育成補助事業の実施予定はありますか？

盲導犬： a. ある 件（助成額 円／1頭） b. ない c. 未定
 介助犬： a. ある 件（助成額 円／1頭） b. ない c. 未定
 聴導犬： a. ある 件（助成額 円／1頭） b. ない c. 未定
 補助犬の種類に限らず： a. ある 件（助成額 円／1頭）

6. 予算の有無に関わらず、希望者がいた場合、貴都道府県における補助犬育成補助事業の助成金の交付先の指定、または委託先はありますか。

盲導犬 a. 希望者が選んだ訓練事業者
 b. 貴都道府県が指定する訓練事業者（事業者名 _____）
 c. 貴都道府県が委託する団体（団体名 _____）
 介助犬 a. 希望者が選んだ訓練事業者
 b. 貴都道府県が指定する訓練事業者（事業者名 _____）
 c. 貴都道府県が委託する団体（団体名 _____）
 聴導犬 a. 希望者が選んだ訓練事業者
 b. 貴都道府県が指定する訓練事業者（事業者名 _____）
 c. 貴都道府県が委託する団体（団体名 _____）

7. 平成27年度（2015年度）内の補助犬に関する問い合わせ状況についてお伺いします。

問い合わせがあった場合には、誰から、どの様な内容の問い合わせが何件あったかについて、記録されていたらご記入ください。さらに、可能な限り、問い合わせの具体的な内容をご記入下さい。

※「報告書への公開を避けたい」場合は、その旨をご記入の上、できる限り詳細にご記入願います。

1) 盲導犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般市民
盲導犬訓練事業者に関する紹介や相談	件	件	件	件	件	件
盲導犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件
盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件
盲導犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件

具体的な内容：

2) 介助犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般市民
介助犬訓練事業者に関する紹介や相談	件	件	件	件	件	件
介助犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件
介助犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件
介助犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件

具体的な内容：

3) 聴導犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	福祉施設 等の管理 者	一般市民
聴導犬訓練事業者に関する紹介や相談	件	件	件	件	件	件
聴導犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件
聴導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件
聴導犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件

具体的な内容：

8. 障害者および一般市民に対して補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関して普及啓発を行っていますか？

- a. はい b. いいえ

具体的な普及啓発の実施方法：

9. 補助犬に関する相談内容の記録、保管を行っていますか？

- a. はい b. いいえ

10. 貴都道府県では、補助犬法や補助犬に関して、独自性のある取り組み（助成施策・啓発等）を実施していますか、もしくは実施する予定がありますか。ご記入ください。

1) 助成施策（例：獣医療費の補助、飼育のための必要経費補助（餌代など）

具体的な内容：

2) 啓発活動（例：補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布、5月22日の補助犬の日にイベント開催 等）

具体的な内容：

3) その他（例：補助犬使用者、訓練事業者、障害者団体、地方自治体の担当者、社会福祉協議会などから構成された連絡協議会などを立ち上げ、情報交換等を行っている 等）の取り組み

具体的な内容：

1 1. 貴都道府県の助成候補者決定につきまして、調査ならびに評価を委託していますか。

1) 調査について委託していますか

- a. はい b. いいえ

a-1. 調査につて委託先をご記入下さい

- イ. 訓練事業者（事業者名）
ロ. 補助犬法上の厚生労働大臣指定法人（法人名）
ハ. その他（団体名）

a-2. 委託した調査についてお答え下さい

委託した調査時に貴都道府県の担当者が立ち会っていますか

- a. 立ち会っている b. 立ち会っていない

委託した調査の報告書提出を求めていますか

- a. 求めている b. 求めていない

2) 評価につて委託していますか

- a. はい b. いいえ

a-1. 評価につて委託先をご記入下さい

- イ. 訓練事業者（事業者名）
ロ. 補助犬法上の厚生労働大臣指定法人（法人名）
ハ. その他（団体名）

a-2. 委託した評価についてお答え下さい

委託した評価時に貴都道府県の担当者が立ち会っていますか

- a. 立ち会っている b. 立ち会っていない

委託した評価の報告書提出を求めていますか

- a. 求めている b. 求めていない

1 2. 「身体障害者補助犬法改正」及び、「補助犬育成補助事業」等に関してご意見や、国に対する要望やご質問等があれば、ご自由にお書き下さい。

具体的な内容：

- ※ 最後に、お手数をおかけいたしますが、貴都道府県の補助犬育成補助事業の最新の実施要綱及び助成申請から決定までの流れの様式に平成27年度（2015年度）中の変更がございましたら、お送り願います。
- ※ 全国のご担当者様より様々なご相談をいただき、受け入れトラブル等に関し、個別に対応させていただいております。障害者差別解消法、身体障害者補助犬法関連で、何かご不明な点やお困りの事がございましたら、どのような些細な事でも結構ですので、お気軽にご連絡下さいませ。

特定非営利活動法人日本補助犬情報センター TEL：045-275-7770 FAX：045-275-7771
(旧・日本介助犬アカデミー)

今年もご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

4. 平成27年度（2015年度）内の補助犬に関する問い合わせ状況についてお伺いします。

問い合わせがあった場合には、誰から、どのような内容の問い合わせが何件あったかについて、記録されていたらご記入ください。さらに、可能な限り、問い合わせの具体的な内容をご記入下さい。

※「報告書への公開を避けたい」場合は、その旨をご記入の上、できる限り詳細にご記入願います。

1) 盲導犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般市民
盲導犬訓練事業者に関する紹介や相談	件	件	件	件	件	件
盲導犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件
盲導犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件
盲導犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件

具体的な内容：

2) 介助犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般市民
介助犬訓練事業者に関する紹介や相談	件	件	件	件	件	件
介助犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件
介助犬同伴の受け入れ拒否に関する対応や相談	件	件	件	件	件	件
介助犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件

具体的な内容：

3) 聴導犬： a. あった b. なかった

	補助犬の 使用者	補助犬の 希望者	障害者の 家族	訓練 事業者	受け入れ 事業者	一般市民
介助犬訓練事業者に関する紹介 や相談	件	件	件	件	件	件
介助犬に関する資料請求	件	件	件	件	件	件
その他の問い合わせ	件	件	件	件	件	件
介助犬同伴の受け入れ拒否に関 する対応や相談	件	件	件	件	件	件
介助犬に関するその他の苦情	件	件	件	件	件	件

具体的な内容：

5. 障害者および一般市民に対して補助犬相談窓口の存在、目的、業務内容等に関して普及啓発を行っていますか？

- a. はい b. いいえ

具体的な普及啓発の実施方法：

6. 補助犬に関する相談内容の記録、保管を行っていますか？

- a. はい b. いいえ

7. 貴政令指定都市・中核市では、補助犬法や補助犬に関して、独自性のある取り組み（助成施策・啓発等）を実施していますか、もしくは実施する予定がありますか。ご記入ください。

1) 助成施策（例：獣医療の補助、飼育のための必要経費補助（餌代など）

具体的な普及啓発の実施方法：

2) 啓発活動（例：補助犬同伴ステッカーやパンフレットの配布、5月22日の補助犬の日にイベント開催 等）

具体的な普及啓発の実施方法：

3) その他（例：補助犬使用者、訓練事業者、障害者団体、地方自治体の担当者、社会福祉協議会などから構成された連絡協議会などを立ち上げ、情報交換等を行っている 等）の取り組み

具体的な普及啓発の実施方法：

8. 「身体障害者補助犬法改正」及び、「補助犬育成補助事業」等に関してご意見や、国に対する要望やご質問等があれば、ご自由にお書き下さい。

※ 全国のご担当者様より様々なご相談をいただき、受け入れトラブル等に関し、個別に対応させていただいております。障害者差別解消法、身体障害者補助犬法関連で、何かご不明な点やお困りの事がございましたら、どのような些細な事でも結構ですので、お気軽にご連絡下さいませ。

特定非営利活動法人日本補助犬情報センター TEL：045-275-7770 FAX：045-275-7771
(旧・日本介助犬アカデミー)

今年もご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

補表：身体障害者補助犬法 16 条に基づく認定状況

補助犬別実働頭数 (H29.9.1. 現在) 盲導犬：950 頭 介助犬：68 頭 聴導犬：71 頭

※1 毎月初日における実働頭数を掲載

※2 盲導犬実働頭数については、社会福祉法人日本社会福祉施設協議会自立支援部会盲導犬委員会による年次報告書の値である。(H29.3.30. 現在)

都道府県別実働頭数

(H29.9.1. 現在 (単位：頭))

都道府県名	盲導犬	介助犬	聴導犬	都道府県名	盲導犬	介助犬	聴導犬
1. 北海道	52	2		25 .滋賀県	11	3	2
2. 青森県	6			26. 京都府	13	5	3
3. 岩手県	10	4		27. 大阪府	63	7	12
4. 宮城県	21			28. 兵庫県	42	2	2
5. 秋田県	13	1		29. 奈良県	16		5
6. 山形県	6			30. 和歌山県	4		3
7. 福島県	19			31. 鳥取県	4		
8. 茨城県	18			32. 島根県	13		
9. 栃木県	11	2		33. 岡山県	16	1	
10. 群馬県	8		1	34. 広島県	29		
11. 埼玉県	48	3	9	35. 山口県	15		
12. 千葉県	30	1	2	36. 徳島県	3	1	1
13. 東京都	97	9	13	37. 香川県	7		
14. 神奈川県	58	9	5	38. 愛媛県	13	1	2
15. 新潟県	34		5	39. 高知県	9		
16. 富山県	7			40. 福岡県	23	1	
17. 石川県	19	1	1	41. 佐賀県	6		
18. 福井県	6	1		42. 長崎県	4		1
19. 山梨県	20			43. 熊本県	7		
20. 長野県	20	2	1	44. 大分県	14		
21. 岐阜県	7	1		45. 宮城県	11	1	
22. 静岡県	46	4	2	46. 鹿児島県	17		
23. 愛知県	37	4		47. 沖縄県	5	1	1
24. 三重県	12	1		合計	950	68	71

根拠法令： 盲導犬；道路交通法施行令第 8 条 2 介助犬・聴導犬；身体障害者補助犬法第 16 条

身体障害者補助犬 Website より

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165273.html>



日本補助犬情報センター

JAPANESE SERVICE DOG RESOURCE CENTER

発行者 特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター
Japanese service dog resource center
〒223-0057 神奈川県横浜市港北区新羽町 1688-1-203
TEL : 045-275-7770 FAX : 045-275-7771
e-mail : info@jsdrc.jp HP : <http://www.jsdrc.jp>

(禁無断転載・無断転用)